

第百六十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 七 号

平成十九年五月九日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君 理事 後藤田正純君

理事 戸井田とる君 理事 西村 康稔君

理事 平井たけや君 理事 泉 健太君

理事 松原 仁君 理事 田端 正広君

理事 赤澤 亮正君 理事 遠藤 武彦君

遠藤 宣彦君 岡下 信子君

嘉数 知賢君 谷本 龍哉君

寺田 稔君 土井 亨君

中森ふくよ君 西本 勝子君

林田 彪君 松浪 健太君

村上誠一郎君 市村浩一郎君

小川 淳也君 小宮山洋子君

佐々木隆博君 高山 智司君

横光 克彦君 渡辺 周君

石井 啓一君 吉井 英勝君

内閣府大臣 大田 弘子君

内閣府副大臣 大村 秀章君

法務副大臣 水野 賢一君

内閣府大臣政務官 岡下 信子君

内閣府大臣政務官 谷本 龍哉君

内閣府大臣政務官 田村耕太郎君

政府参考人 (内閣府公共サービス改革推進室長) 中藤 泉君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 後藤 博君

政府参考人 (法務省民事局長) 寺田 逸郎君

政府参考人 (厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長) 岡崎 淳一君

内閣委員会専門員 堤 貞雄君

委員の異動

五月九日

辞任

木原 誠二君

市村浩一郎君

同日

辞任

西本 勝子君

高山 智司君

補欠選任

西本 勝子君

高山 智司君

補欠選任

木原 誠二君

市村浩一郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府公共サービス改革推進室長中藤泉君、法務省大臣官房審議官後藤博君、民事局長寺田逸郎君及び厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長岡崎淳一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤澤亮正君。

○赤澤委員 おはようございます。自由民主党の赤澤亮正です。

本日は、平成十八年七月七日に施行されました競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、通称公共サービス改革法、または市場化テスト法とも言われているものでありますけれども、その一部を改正する法律案につきまして、大田大臣、そして中藤改革推進室長に質問する機会をいただき、大変感謝をしております。

民間にできることは民間にという観点から、国または地方公共団体がみずから実施する公共サービスについて、民間事業者の創意と工夫、これを活用して公共サービスの質の維持向上や経費の削減を図るという公共サービス改革法の趣旨あるいは基本的な制度設計については、だれも異論がないものであると私は思料をしております。

一方で、このすぐれた制度が十分に活用をされているか、あるいは積極的な活用のためのインセンティブが十分に働いているか、さらには、制度の周知は十分かといった点について若干懸念がありますので、本日は、これらの点について質問をさせていただきます。

それでは冒頭、まず大田大臣に、本制度の評価とか、今後の市場化テストの展開、対象業務の拡大に向けた取り組みに関する大臣の御決意について伺いをいたします。

○大田国務大臣 公共サービス改革法は、公共サービスを常に見直して、国民の立場に立つて、良質のサービスをなるべく低廉な価格で提供しようとするものです。今先生御指摘のように、なるべく対象業務を拡大して、この制度の趣旨が生かされるように努めてまいりたいと考えております。

これを拡大するために、市場化テストの対象業務は、公共サービス改革基本方針を毎年少なくとも

も一度は見直すということで拡大させていこうと考えております。昨年七月に改革法が施行されました、秋以降、官民競争入札等監理委員会が精力的に御審議いただきました。そして、昨年末、基本方針改定において対象業務の選定を行いました。検討課題の大きさに比べまして検討期間が限られていたということがございまして、対象業務は十分とは言えませんが、一定の成果があったものと考えております。

今後、積極的に対象業務を拡大するために、監理委員会におきましては、重点検討項目を定めて取り組むとしております。具体的には、次の六つの業務、ハローワーク関連業務、統計調査関連業務、公物管理関連業務、窓口関連業務、徴収関連業務、施設・研修等関連業務、この六つを重点項目として、ことし二月にお示しいただいております。

政府といたしましては、これらの重点検討項目を中心に、監理委員会の御審議を踏まえて、関係府省との検討を精力的に進めていきたい。その検討結果を夏ごろの基本方針の改定に反映させてまいります。

○赤澤委員 ただいま、市場化テストは公共サービスの改革に大変有意義であるということで、今後とも大臣としても積極的な利用拡大を図っていかれるという力強い御決意の開陳があったと理解をいたします。いろいろな御説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

もう一つ、重ねて大臣にお伺いをしたいと思います。市場化テストについては、その認知度がまだまだ低いという問題があると認識しておりますが、この点は後ほど質問をさせていただきます。一方、本制度を認知している国民においても、実は市場化テストというのは、官民競争入札を導入す

るもの、すなわち、公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、質、価格の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担う仕組みというのが導入されたと理解しているのが一般的であると思います。

しかしながら、これまでのところ、公共サービスについて、民と民が競争をする民間競争入札は相当数の業務に導入されています。今大臣が御指摘のあった、監理委員会の重点検討項目にも含まれておりましてけれども、例えば統計調査業務、登記関連業務、国民年金保険料収納業務、これは徴収のことだと思いますが、あとハローワーク関連事業、独立行政法人の業務、窓口関連業務、そして徴収関連業務といったものについて民間競争入札が導入されています。しかしながら、官と民が競争する官民競争入札については、これまでのところ導入された業務がないというふうに承知をしております。若干、一般のこの制度についての理解と導入や運用の実態が違うかなと思うところであります。

そこで、お伺いをいたしますけれども、民間競争入札の対象事業は相当程度あるけれども官民競争入札の対象事業はこれまでのところないという状況については、制度設計の問題なのか、それとも制度設計はよかったけれども有効活用されていないということなのか。今後の官民競争入札の活用に関する対応方針も含めて、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○大田国務大臣 先生御指摘のとおり、これまで官民競争入札として選定した事業は、ございませ

ん。この法律では、サービスの質の維持向上と経費の削減に資することを目的としておりまして、その手段として、官民競争入札と民間競争入札を並べて規定しております。したがって、必ずしも制度設計の問題とは考えておりません。また、民間競争入札であっても、その過程で官がかかっているコスト、そういうものがオープンになっておりますので、それなりの意義は十分にあると考え

ております。

ただ、今後は、この公共サービス改革法の目的がしっかりと達成されますように、官民競争入札についても積極的に検討してまいりたいと考えております。

○赤澤委員 これは若干推測も含まれますけれども、官の側が、やはり自分たちがやりたい仕事はがっちり確保をするということで、一方、もうこれは手放していかなというものについては市場化テストの対象事業としていくという感じなのか

なと。本来の趣旨からすれば、本官がやるか民がやるかが効率性の点でもいろいろな意味でグレーな部分について積極的に対象事業が出てきて、まさに官と民との間で競争するというのがイギリスとかそういった諸外国の例でもあつて、そういった方向で、まさに今大臣がおっしゃったように制度設計はよいということでありまして、今後のまさに官民競争入札の部分の有効活用というのを期待させていただきたいというふうに思うところでございます。

引き続きまして、制度の趣旨を生かした最大限の活用を目指すという観点から、幾つか質問させていただきたいと思いますが、その前提として、ここでのような事業が市場化テストの対象事業となるのか、その選定プロセスについて改めてお伺いしておきたいと思ひます。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

この公共サービス改革法におきましては、国民のため、公共サービスの質の向上、コストの削減をとともに実現することを目的とするものでござい

ます。このような目的を踏まえまして、官民競争入札等の対象事業の選定につきましては、公共サービス改革基本方針におきまして、毎年、見直しに当たりまして、民間から募集する具体的な提案等を踏まえ、関係省庁間での協議、官民競争入札等監理委員会での審議を経て、閣議決定により行われる仕組みとなっております。また、この基本方針

につきましては毎年度見直しをすることとしておりますし、これにより対象事業を逐次追加していくことを予定しております。

こうした手続を通じて、本法の目的を着実に実現できるよう、官民競争入札等の対象業務の選定をしつかり進めてまいりたいと考えております。

○赤澤委員 それでは、今お伺いをしました選定プロセスを念頭に置いて、今次の改正における追加業務であります登記業務についてお伺いをしていきたいと思ひます。

登記簿などの公開に関する業務が今次改正により市場化テストの対象業務とされているというふうに承知しておりますけれども、そのほかの登記業務について、対象とされていない業務はあるのか、ある場合についてはなぜ対象とされていないのか、その辺の理由をお伺いしたいと思います。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

今回の法律改正におきましては、今委員御指摘の登記簿等の公開に関する業務、いわゆる乙号業務を行うこととしております。登記事務のうち、このほか甲号事務がございまして、それは今回の対象とはしていません。

この理由につきましては、昨年の行政減量・効率化有識者会議の最終取りまとめ、及びそれを受けて閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」、この中で乙号業務について市場化テストを実施するということが明記されたことを受けまして、公共サービス基本方針におきまして、乙号事務のみを市場化テストの対象業務として決定したところでございます。

○赤澤委員 いろいろと報道されているところに、例えばハローワークの関連事業については民間競争入札の対象になっていて、先ほど先ほどと御紹介したとおりでありますけれども、その関連事業じゃなくて、ハローワーク事業本体そのものを市場化テストの対象にしたらどうだという議論もあるように私としては承知をしておりますし、今回の登記業務についても、今対

象にはしないということをおっしゃった甲号業務、これについても対象にしていこうというような積極的な対応が求められているんじゃないかと私は思うところであります。

選定プロセスについてのお話なども踏まえて、毎年度の民間事業者などからの要望、こういった中で、改めて、乙号業務をできるなら、では次は甲号業務をお願いしたいというような話が出てきたりとか、あるいは官民競争入札等監理委員会、ここで積極的な審議を行っていただく。参議院のこの法案が通ったときの附帯決議にも、官民競争入札等監理委員会では積極的な対応をするというようにことが求められていたと思ひますけれども、そういったことも踏まえて、この積極的な審議などを踏まえ、甲号事務についても市場化テストの対象事業として前向きに検討していくといったようなことは必要ではないかなと思ひますけれども、その点について御見解をお伺いします。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

この公共サービス改革法の運用に当たりましては、政府の政策あるいは方針を十分踏まえつつ、国民のために、限られた財源の中でより良質な公共サービスを実現していく観点から、適切に対応していくことが必要と考えております。

このため、具体的に何のどの部分を官民競争入札等の対象とするかにつきましては、関係する国の行政機関との協議、さらには今御指摘の官民競争入札等監理委員会における審議などを通じて、適切な検討を毎年度行うこととして、ところであり、今後ともこのような検討につきま

して断続的に行ってまいりたいと考えております。○赤澤委員 若干歯切れが悪いような感じもありましたけれども、今後の検討にゆだねるということとで、しっかりと対応していただきたいというふうに思ひます。ただいまお伺いをした登記業務の甲号事務に限らず、本制度の活用範囲を少しでも拡大するというところで、引き続きの御努力をお願いしたいというふうに思うところでございます。次に、民間事業者の創意工夫の発揮により、公

共サービスの維持向上とコスト削減といったものを図るのが公共サービス改革法の目的となっており、民間事業者の創意工夫の具体例としてどのようなものが考えられるか、これをお伺いしたいと思います。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

この公共サービス改革法につきましては、昨年、成立、施行されたところでございます。したがって、本年度からこの法律に基づく事業が実施されることとなりますので、こうした民間事業者の創意工夫の具体例を順次把握していくこととなります。

ただ、この法律の施行前に、モデル事業というものを幾つか実施しております。例えば、今委員御紹介がありましたハローワーク関連事業につきましては、失業者の方々に対して就職支援を行うキャリア交流プラザ事業、これは十七年度から開始しております。例えば、この中では、平日の開業時間を延長するとともに、土曜日でも事業を行う、そういう利便性に配慮した工夫が見られております。

以上でございます。

○赤澤委員 今御紹介いただいた民間事業者の創意工夫の具体例に当ってはまる話かどうかはちょっと私自身わからぬところがありますけれども、若干懸念があるのでお話をさせていただきます。

公共サービス改革法の第二十七条に、国は公共サービスを実施する民間事業者に対して必要な指示をすることができるということになっております。私自身は、このような指示は、はしの上げ下げも官が指示をするというような、言ってしまえば、かつて民間事業者の創意工夫の障害になりかねない、本制度の趣旨を損なうような事態がなかな心配をするところであり、すけれども、その点についてはどのように考えておられますか。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

公共サービス改革法におきましては、第二十七条に規定する国による必要な指示ということがござ

います。これは、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から、必要最小限のものとして行使されるものであるとともに、仮にこうした指示があった場合には、官民競争入札等委員会による事後的なチェック体制も構築されているところであり、委員御指摘のような状況にならないよう適切な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

○赤澤委員 ありがとうございます。

国の指示は本制度の趣旨を損なわないように細心の注意を払って出されるものというふうに理解をいたします。注意喚起をさせていただきまして、その点、よろしくお願いをしたいと思

次に、本制度の効果に関しては、一番国民の皆様が気にされるところだと思っております。民間事業者が公共サービスを落札した場合に、当該サービスにかかわる組織、定員あるいは予算といったものについてどのように反映されていくのか、お伺いをいたします。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

一般的に、民間事業者が落札した場合におきましては、それまで当該業務に従事していた職員あるいはその組織というものは削減、縮減等されるものと考えております。

○赤澤委員 では具体的に、今回の登記業務の乙号事務について、これを対象事業とすることによって反映されたのか、組織、定員の関係で御説明をいただきたいと思

○中藤政府参考人 お答えいたします。

今回のこの登記事項証明書の交付等の証明業務につきまして、昨年六月三十日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の中で、市場化テストを実施し民間委託を行うことにより千八百八十一人を削減することと明記されているところでございます。

○赤澤委員 千八百八十一名ということでありまして、大きな効果があるものと認識をいたします。今後とも、ほかの業務についてもしつかり

と、組織、定員あるいは予算に反映をさせていたいただきたいものだと思います。

次に、本制度の活用に関するインセンティブについてもお伺いをしたいと思います。

民間事業者が落札した場合、それまで当該公共サービス業務に従事していた公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制が基本であるということが示されておりますけれども、この考

え方だと、実は、対象事業者の範囲を新規採用抑制で対応できる範囲内にとどめるということで、小規模にならざるを得ないとも考えられます。そういった観点からすれば、対象事業の拡大に向けてのインセンティブが十分に働かないのではないかと、こういうふうに思いますけれども、この点について御見解を伺います。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、この官民競争入札等で民間事業者が落札した場合、その業務に従事していた公務員につきましては、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本としております。

他方、このほかに、業務に従事する公務員の異動の円滑化を図るため、公共サービス改革法第三十一条では、公務員の同意があり、落札事業者が希望する場合には、公務員を退職して官民競争入札等の落札企業に一定期間雇用される、さらに、そうしたサービスに従事した者につきまして、再び公務員として採用される場合におきましては、退職手当の計算方法の特例等を盛り込んでいくこととございます。

○赤澤委員 今の法第三十一条の特例というのは、ある意味、この制度を活用していく上でのインセンティブとして働くのではないかと御指摘でありました。そのようになればいいなと私自身も感じるところでありますけれども、

念のため確認をさせていただきたいのですが、制度を活用するインセンティブとして今の法律の第三十一条が設けられている、そういう御説明が今ありましたけれども、この規定について言うと、若干懸念があるのは、官が、民間事業者が落

札した業務を将来的にはそれに従事をしている職員ごと、一たん公務員をやめて公共サービスを実施する民間事業者者に転職をされたその元公務員の職員ごと回復をするインセンティブにならないかといったようなことも懸念をいたしますけれども、この点については、どのようにお考えになりますか。

○中藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、法第三十一条の退職手当の特例規定につきましては、対象業務に従事する職員の異動の円滑化を図る観点から設けられたものです。

今委員御指摘の御懸念等も含め、この法三十一条の規定の趣旨を逸脱することがないように、今後ともこの制度運用に当たっては努めてまいる所存でございます。

○赤澤委員 確かに、客観的に見た場合、その制度に込められている趣旨というのはなかなかわからぬところがあつて、今おっしゃったような趣旨で十分この制度を活用していただくのは大変効果のあることかなと私自身も思います。

いろいろな意味で、当初公共サービスであったものを引き受ける民間事業者がそのサービスを十分にやってく、質が落ちないといった点については本当に大事なポイントでありますので、その辺についてのノウハウを持っていて、引き続きその公共サービスを自分もやっていきたいと思う公務員の方が、スムーズに民間事業者者に転職をされて、その当初の立ち上がり業務を手伝うといったような考え方というのは、私自身は十分にあり得ることかなと思

そういう意味では、平成十八年の九月に内閣府が実施した公共サービスの改革に関する特別世論調査でも、民間が事業をする場合には質の低下が起きないかというのが非常に懸念点だということなところが四八・三％の方からの回答の中で出てくるということであり、今御説明のあった制度というのは一定の意義のあるものかなと私自身考えるところであります。そういった意

味で、制度が逆に負のインセンティブに働かないように十分注意しながら、気をつけて運用していただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、今触れたアンケートについて若干御紹介をして、さらに質問をさせていただきたいと思ひますけれども、これは、公共サービスの改革に関する特別世論調査というものでありまして、平成十八年九月、内閣府の政府広報室が発表したものであります。

なかなか関心の高い事項について質問しておりますし、私自身も興味深いと思つて拝見をしておりますけれども、「公共サービスの満足度」の中で「公共サービスの満足していない点」というようなところを見ると、その中に、やはり「民間企業が提供している同種のサービスのほうが質がよい」といったような点とか、今回のこの公共サービス改革法というのは国民から見てもきつと評価されるものだなと思われ、そういうポイントが含まれております。二七・八％の方が「民間企業が提供している同種のサービスのほうが質がよい」というふうに言っているわけであります。

同じその世論調査の中で今から御質問することに関係する部分というのは、「市場化テストの認知度」という部分であります。

「市場化テストの認知度」の中の質問事項というのは三つありまして、「市場化テスト」の名前も仕組みもある程度知つてゐる、それから「市場化テスト」の名前は聞いたことがあつた、仕組は知らない、これは一〇・三％。両方合わせてもたかだか一三・九％でありまして、ここからわかるように、残りの八六・一％の方たちは「市場化テスト」の名前も仕組み

も知らない」ということであります。

そこで、最後に大臣にお伺いをしたいと思うんですけれども、市場化テストについては、今のこの特別世論調査からもわかるように、昨年の九月の時点で全く認知度が低いということであります。公共サービスの質の維持向上、それから経費の削減といった本制度の趣旨を最大限生かしていくためには、この制度を十分に周知をして、制度の積極的運用を図っていくべきであるというふうなところでありまして、この点について大臣の御見解と御決意をお伺いしたいと思ひます。

○大田国務大臣 市場化テストの仕組みにつきましては、先生御指摘のように、国民の皆様の中に十分に知れ渡つてゐるとはまだ言えないと考えております。市場化テストという名前自体、少しわかりにくいところがありまして、議論の過程では、もつと別のいい名称はないか、お役所仕事改革法とか、そういう名前にしてはどうかというような議論もあつたと記憶しております。なかなかいい名称が見つからないまま、市場化テストという名前が今徐々に知られてきてゐるところだといふふうに思ひます。

これまでも政府広報ですとかシンポジウムで制度の周知は図つてまいりましたけれども、さらにこの努力をしていかねばならないと考えております。今月から来月にかけて、内閣府の職員が各地に出向いて市場化テストの説明を行うことにしております。

こういう法の趣旨、制度の周知を図ることとあわせて、何より成功事例をつくつていくということが重要だと考えておりますので、この制度をしつかりと育てて、意義あるものにしていきたいと考えております。御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○赤澤委員 私、冒頭も申し上げましたとおり、民間の活力といひますか、民間事業者の創意と工夫を活用して公共サービスの質の維持向上や経費の節減を図るというこの制度は、大変有意義

なものだと思つております。

それに比べると、周知あるいは認知度については、大臣とも認識を共有しましたとおり、今のところ非常に残念な状態であつて、制度についてきちつと周知を図つていかないと、当然、応募は出てこない、最大限の活用もできない、こういうことでありますので、今後とも、今開陳された御決意に従つて、政府部内でも全力を挙げてこの制度の周知徹底を図り、それによつて適用業務の範囲が拡大するということ方向に行くように、十分お願ひをしたいと思います。どうもありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○河本委員長 次に、高山智司君。

私は、本籍は法務委員会なんですけれども、今回、登記特別会計といひますか、登記事務の市場化テストということで、連合審査を申し入れておつたんですけれども、なかなか与党理事にお認めいただけなかつたようで、残念だと思ひながら、きょうは出張つて質問させていただきます。

まず、この市場化テストの目的といひますか、これは、やはり民間の活力を入れてコストダウンを図つていこうということだと思ふんです。まず、法務の方に伺いたいんですけれども、これは登記特別会計といひますか、手数料を取つて、その利用者負担をやつていくという形で、今のまでの本官に官が全部やつてゐるのから比べれば、手数料をきちんと取つてその中でやつていくということといへば、そもそも民間的な要素が随分多かつたと思ふんです。

これを見てみると、甲号事務と乙号事務がある。それで、甲号事務の方だけ手数料会計で全部やつていて、乙号事務の方は一般会計から出てゐるのかと思つたら、どうも区分経理がきちんとされてゐないんですね。総額千八百億円の登記関連予算のうち、半分が一般会計である。それで、何か甲号事務と乙号事務が三十数％と六十数％の割合

合になつてゐる。それで、小さい登記所に行くと、ではあの人是一般会計から給料が出てゐるんですか、それとも特別会計から給料が出てゐるんですかと聞くと、いや、両方からです、三十何％と四十何％です。随分特殊な会計制度だと思つて、何回聞いてもなかなか理解ができない部分が非常に多いんですね。

それで、法務省に伺いたいんですけれども、まず、この登記の乙号事務と甲号事務を今までは官の側という公務員が責任を持つてやつていたということなんですけれども、なぜ今までこれを法務局が、官の側がやつていたんですか。初めから民間に委託するといふんじやなくて、ただ登記上、見に来てくださといふことであれば、初めから民間委託できたんじゃないのかなと思ふんです。

今まで官の側でやつていた理由と、今現在も、公務員の人だけじゃなくてアルバイトの人といふんじやうか、いろいろ民間にアウトソーシングしてゐる部分があると思ふんですけれども、そこはどのようなふうに分けてやつてゐるのか、ちよつと説明してください。

○水野副大臣 甲号事務、乙号事務、基本的には官がやつてゐるわけなんですけれども、官がやつてゐる理由といふのは、やはり登記といふのは非常に、商業・法人登記にせよ、もしくは不動産登記にせよ、これは国民の経済とかそういうことに對しての、そこに載つてゐることの正しさが一般に公開されるということが国民の経済活動とかの基盤になるわけでありまして、全国統一的にやつていくとかということも含めて、官がやるにふさわしいことであつた。

しかしながら、乙号事務に関しては、さはさりながら民間と競争するだけの余地といふのはあるんじやないかといふのが今回の提案といふことになるわけなんですけれども、その辺は、やはり権力性といふものが、甲号に比べて乙号はそこら辺はやや薄いだらうといふところがあると思ひます。あと、今御質問の後段の方で、現状において、委員はアルバイトといふような言い方、まあアル

バイトという言葉がどうかはわかりませんが、確かに、民事法務協会の人たちが法務局などにおいても、これは乙号事務の中のおペレーター業務などについては参加をしているという実態はございます。

○高山委員 今副大臣の方から御説明いただいたことで、まず初めの部分で、国がやっていて、それで権力的なようなお話があったんですけど、法務局の窓口というのは、物権変動があったかかったかとか、こういうことに何にか実質的審査権があるのでしょうか。

○寺田政府参考人 今副大臣が申し上げたことをもう少し補足的に説明させていただくことになるんですけど、不動産登記で申しますと、表示登記と権利の登記がございます。

権利の登記については、おっしゃるとおり、必ずしも全面的な実質的審査権というのはなくて、出された書面は法律上適正に添付されているかどうかということを中心に審査をいたしますので、これは権力的作用ではあるわけでございますけれども、後で申し上げます公証ということを含頭に置いたことは国が行うということの意義の中心になるというふうに思います。

ただし、表示登記の審査におきましては、これは、どこにそういう不動産があつてどういう内容であるか、例えば建物であると、二階建てであるか、どういう内容であるかということを実質的に審査をいたします。土地の形態についても同様でございます。

○高山委員 今局長の方から実質的ということが強調はされましたけれども、それはある意味、土地の形状が合っているかとか、建物が本当に合っているかとかということであつて、権利関係に関して実質的な審査権はあるのでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、法律上決められている審査のやり方というのがあるわけでございますが、その中ではもちろん、ある意味では、それが本当に権利が移転したかどうかということを証明できる書面かどうかということ審査はいたしま

すが、しかし、書面審査という意味で、本当にその当事者の中に立つて、売買が行われたかどうかという審査を行わないという意味では、実質的審査権はございません。

○高山委員 それともう一つ、先ほどの副大臣のお話に出てきた民事法務協会というところが今やられているということですが、これは民間の団体なのかどうかということ、民事法務協会というのはどういった人たちが構成されている団体なのかということ、職員の内容、どういった御出身の方が多いのかとか、そういうことをあわせて御説明ください。

○水野副大臣 民事法務協会は財団法人でございますから、そういう意味でいうと公益法人の一種ということになりますけれども、そういう人たちが構成されているかというのは、財団法人民事法務協会については、昭和四十六年に設立をされまして、役員は理事が十五名おりまして、職員は二千七十四名おるといふことでございます。出身というものがございまして、職員数、職員数でいうと、法務局出身の人が八百五名、役員兼務の人を合わせると八百八名ということになると理解しております。

○高山委員 役員の割合なんかも、たしかあつたと思ひますが。

○水野副大臣 役員の割合というのは、委員おっしゃるのは出身ということですか。(高山委員)はい(と呼ぶ)役員については、理事十五名、これは会長とか副会長を含むわけですが、そのうち、所管する官庁、法務省でございまして、そのうち、出身者は十三名ということでございます。

○高山委員 民事法務協会ですけれども、登記所からというか、法務局からのお仕事が多に多いと思うんですけれども、収入の割合はどのくらいになつていふのでしょうか。

○寺田政府参考人 先ほど副大臣から御説明を申し上げましたとおり、法務局の作業のうち、登記簿をコンピューターに移行する作業、それから登記相談業務、謄抄本の作成業務等を請け負つてい

るわけでございます。

全体といたしましては、コンピューター化移行作業が約百八十億前後、そのほかに、相談業務が十一億、十二億、あるいは謄抄本の作成業務が五十億弱でございます。全体といたしましては、収入の九〇％がこれらの作業による収入でございます。

○高山委員 随分何か、民事法務協会というのは、法務局の仕事ほとんど請け負っているような感じがするんですけれども。

それで、大田大臣にも伺いたいんですけれども、先ほどから登記所、私は、これは形式的審査権しかないんじゃないのかな、物権変動の実質的審査権はないんだらうと思うんですね。そういうことでいうと、例えば、私が携帯電話とかを買いに行ったときに、免許証を見せてくださいだとかありますね。それで、その窓口の方が、本当にあなたはこの人ですかとか、本当に住所はこういうふうに変動しているかどうかとか、チェックしないんですよ。大体免許証とかをコピーして終わるといふのが普通で、形式的に本人確認をすればいいというふうなことでやられていると思うんです。

こういう業務は、やはり公務員の方じゃないと安心して任せられないということなんじゃないでしょうか。それとも、今回の市場化テスト法案の趣旨のように、民間の人でも別にともてできるんじゃないのというふうな話なのか。ちよつとまず大田大臣に、市場化テストをする前ではありますけれども、市場化テストというのはコストダウンを仮にだと思ふんですけれども、コストダウンを仮にしないで、別に民間の人でもできますよね、形式的審査権だけですから。できるんじゃないかなと私はちよつと思つたんですけれども、それはどうですか。

○大田国務大臣 政府の責任のもとにおいて行わなくてはならない業務であつても、その実施に当たっては必ずしも公務員でなくてもよい、実施に当たっては民間が行つてもよいという業務はあ

るんだらうというふうに思います。それを市場化テストの対象業務として、官民競争入札等監理委員会と各府省の議論の中でそういう対象業務を選定して実施していく。この際のポイントは、先生おっしゃる、必ずしもコストダウンだけではなくて、より質の高いサービス、民間の創意工夫を生かして、より質の高いサービスを低廉なコストで提供する。それが市場化テスト業務に当たるかどうかは、不断の見直しの中で選定してまいりたいと考えております。

○高山委員 やつぱりなという感じなんです。コストダウンだけじゃなくて、より質の高い。またいろいろ条件がついてくると、だんだんだんだん、これはやはりどこしかできないとかいうことになるんじゃないのかなと私はちよつと思つたもので、懸念があつたので聞いたんです。

そこで伺いたいんですけれども、登記の乙号事務を市場化テストするに当たつて、これは一般競争入札とかそういう形をとるんでしょうか。どういふ入札のイメージなのかというのが全然ちよつと明らかにならないものですから、そこを教えてください。だいたい、これは十九年度からもうやられるわけですよ。だから、そろそろ準備して、大体予算規模のぐらいです。これは常識的な意見だと思ふんです。一年後のことです。予算規模のぐらいです。大体こういう基準に基づいて仕事をしますから入札してくださいね、こういう条件を今のうちから出していかないと、官製談合をする暇もないですよ、そんなに早く、基準を出されて二週間後に入札ということでは。

だから、大体こういう基準が今決められていると思うんですけれども、それを教えてください。

○大田国務大臣 実施スケジュールですけれども、公共サービス改革基本方針におきまして、十九年度中に、登記情報システム及び地図情報システムが導入されている登記所の一部を対象に、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、二十年度から落札者による事業を実施する。という

ふうになっております。この法案成立後、この基本方針に規定されております実施スケジュールを踏まえて入札を実施し、その結果に基づいて業務が実施されます。

具体的に申し上げますと、本業務を所管する法務省が監理委員会の関与のもとで入札に係る手続等を定めた実施要項を作成いたします。この要項に基づいて官民競争入札もしくは民間競争入札を実施しまして落札者を決定いたします。そして、落札者が事業を実施するという流れになります。

○高山委員 そうしますと、一番初めの素案といえますか、基準となるのはやはり法務省の方でつくられるということですが、これは法務省の方に伺いたいんですけれども、こういう質だけとは落とせない、登記乙号事務を適切にやるためには譲れない一線があるというのは、どういう基準なんですか。

そうじゃなければ、私の浅はかな考えであれば、もうこれはただ後ろから何か情報をコピーとって出すだけであれば、だれにでもできちゃう仕事じゃないかというふうに思う人もあると思うので、これは譲れない、こういう、こういう、こういう基準があるんだというのがあれば教えてください。

○寺田政府参考人 この種の事務にとつては特長的なこととございますけれども、まず、情報を正確にお出しなきゃいけませんので、誤りがあつてはならない、そういう体制をつくらなきゃいけないわけでございます。と同時に、証明書は、会社の登記においても、あるいは不動産登記においても、個人情報が大いに含まれますので、そういう個人情報の管理についても十分に行っていた、そういうような体制をとっていただく必要がある、そういうようなところが中心になるわけでございます。

○高山委員 これは大田大臣にも、今のを聞いていた印象で伺いたいんですけれども、これは携帯電話を販売したりとか、銀行の預金通帳をつくらたりとか、こういうこととどこが違うんです

しょうか。今言われたただと違いがよくわからないので。

○大田国務大臣 国民の権利を設定するというところで登記所があるわけですので……(高山委員「いやいや、実質的審査権ありませんから。形式的審査権だけです」と呼ぶ)ただ、抵当権の設定ですとかそういうものを扱う、国民の権利あるいは事業を行う権利に直接かかわる仕事をしている登記所の事務であるという点で、携帯電話とやや異なるかと考えます。

○高山委員 「経済財政諮問会議の戦い」を書かれた方にしては随分官僚側に理解を示しているなという印象を思いましたけれども。

いや、登記のことももちろん権利にかかわることとで大事だけれども、銀行口座をつくらたり、携帯電話を買うときに自分の個人情報を出したり、これは全部大事なことだと思ふんですね。だから個人情報保護法だとかいろいろな法律があつて、官民共同でやられているわけですよ。官がやった方がより信頼感が増すんだというのであれば、では、郵便局の職員の人もみんな公務員の方がいいなということに当然なってくると思ふんです。仕事の特質として、なぜ今まで官がやらなければいけなかったのか、そこはいろいろな経緯があるように聞いているんですけれども、私が今法務省に聞いているのは、法務省の方で素案をつくるわけですよ。仕事で確保したとか、あるいは個人情報保護と云うことだけではあれば、物すごく参入してくるところが多い感じがするんですけれども、何かほか特別な基準と云うのは要らないんですか。そういうことだけで十分できることなんですか。

○寺田政府参考人 高山委員の方から、本質的な要請というのは何かということ、この証明書の確実性を損なわないというようにを申し上げたわけでありませうけれども、より具体的に申し上げますと、不動産にしても会社の登記にいたしましても、それぞれ、会社法制度あるいは不動産の売買、抵当権というようなものの全体の法律体系の

中で、どういう証明を欲しているのかというような意味がわからないと、的確な証明書を出しできないようなところにもなるわけでございますので、当然のことながら、この仕事特有の問題としては、もちろん不動産登記あるいは商業登記、法人登記への知識というようなことも要求されるわけでありませうし、ほかにもさまざまな知識というのが要求されることは確かでございます。

ただ、それを抽象的に申し上げれば、要するに、先ほど申し上げたように、この証明書の正確性というものが担保できるような体制というのが必要だ、こういうことになるわけでございます。○高山委員 今ぐらゐの基準であれば、随分応募をしてるところは多いんじゃないのかなという気が私はするんですけれども。

まず初めに聞きたいのは、この市場化テスト、これは官民の競争だということなんですか、これは官民の競争だということなんですか、法務局そのものもこの入札には応募するんですか。

○水野副大臣 これは、官民競争入札という場合と、民間だけの入札ということもあり得るわけなんですよけれども、要するに、まさに官の側が応募するのかということ、これはちよつと断言的には言えない。これは、登記所というものは五百幾つかあるわけですし、その規模等々も異なりますけれども、当面においては、今現在想定しているものとしては、民間業者の中での競争ということ、官が入らないというのが当面の、最初入っていくところではそうだろうなというふうに思っておりますけれども、では、未来永劫絶対ないかということ、これは断定的には言えないというところでございます。

○高山委員 今の副大臣の答弁は、未来永劫までは私は言いませんけれども、来年ですとね、十九年度ですとね。十九年度は、では官は応札しないということですか。

○水野副大臣 想定しがたいというふうに考えております。

○高山委員 もう一つ伺いたいんですけれども、

先ほど民事局長からの答弁で、専門的な知識があるですとか、抵当権の何かとかいろいろの説明がありましたけれども、今実際、民事法務協会というところが、これは民間なのか何なのかよくわかりませうけれども、仕事をしているわけです。いろいろあまた民間団体の中で、今法務局の仕事を民事法務協会というこの民間団体をお願いしている理由は何ですか。

○寺田政府参考人 やはり登記についての知識、あるいは法務局のほかの仕事もそうでございますけれども、そういう専門性というのがまず一番大きいところだろうと思ひます。

これは、先ほど法務局の出身者が非常に多い団体だと申し上げましたけれども、役員というよりはむしろ現場の作業をしておられる方、登記の移行作業、コンピューターへの移行作業をしている人、そういう人は、当然登記簿の読み方がわからないとそういう移行作業の核心部分というのがわからないわけでございますので、そういう意味で民事法務協会をお願いしてきたわけでございます。

ただ、これからは、しかしそういう知識というのはあくまで知識でございますので、もちろん一般的にそういう知識が普及するということも私も十分に想定しているわけでございます。何も民事法務協会でなければ今後やっていけないというようには思っておりません。

○高山委員 今の局長の御答弁は、登記のコンピューター化の移行業務はそういう専門知識が要るので、民事法務協会に委託されたというところでございますけれども、まずお答えいただきたいのは、登記のコンピューター化の移行作業がいつ終わるのかということ、民事法務協会の中で登記の移行作業に携わっていない職員の方も大勢いらっしゃると思うんですけれども、なぜその人たちが登記所の中で働くことになったのか、それを教えてください。

○寺田政府参考人 まず、登記のコンピューターへの移行作業は、基本的には十九年度末で終わる

わけでございます。ただ、それ以後、地図の問題はございますけれども、本体の方はそういうスケジュールでございます。

先ほども申しましたように、登記の移行作業のほかに、相談業務と謄抄本の作成業務等がございます。これらはいずれも、多くは乙号事務にかかわることでございますけれども、これらは、今まで非常に経験を有してこれらについての知識が非常に深い職員というのがありますので、民事法務協会というのは、私どもはそれなりに、こういう業務をしていただくにはふさわしいということで、信用している組織として考えているわけでございます。

ただ、これは、先ほども申しましたように、そういう職員でなければ今後いけないかということ、そういうことではございません。

○高山委員 もう一回法務省の方に聞いて、次は大田大臣に聞きますけれども、すると、今の民事法務協会、相談業務ですとか今回の乙号事務ですね、専門性が高く、知識もあるのをお願いしているということですが、その職員の皆さんたちが専門性が高いのは、天下り先だからですか。

○寺田政府参考人 これは天下りということがどういうことかにもよるわけでございますけれども、現状では、民事法務協会にそういう職員が非常に多くおいでになって、私どもとしては、そういう環境のもとでは民事法務協会にお願いするのが最も適切だということで、これまで契約をしてきたわけでございます。

ただ、今後は、何度も申し上げますが、そういう環境が独占的になりますか、排他的にあるということはもちろん限らないわけでございますので、幅広く考えていきたいと考えております。

○高山委員 大田大臣に伺います。

この市場化テストということですが、官民の場合もある、民民の場合もあるということでしたけれども、官の側は今回は応札しないということですね、この民間といった中に、この民事法務協会、財団法人で公益法人ということですね、

ども、こういうのは入るんですか。

○大田国務大臣 公共サービス改革法の入札条件を満たす限りにおいて、いかなる団体も入札に参加することが出来ます。したがって、この民事法務協会も、この入札条件を満たす限り、他の団体同様に入札に参加することが出来ます。

○高山委員 余りはききと答弁されても、がっかりするだけなんですけれども、

今の話ですと、入札条件を満たす限り、民事法務協会も入れるんだと。入札条件はだれがつくるんだとしたら、法務省が素案をつくるんだですね。それで、法務省の方で今いろいろ、なぜ民事法務協会に乙号事務を委託しているんですかと聞いたら、知識、専門性等々あり、ふさわしいので委託していたということなわけですね。

今度は法務省の方にも、法務副大臣に伺いたいですけれども、今まで民事法務協会が非常に知識や経験が豊かということで委託してきたということは合理性もあったと私は思うんですね。それで、今度新しく市場化テストということで、いろいろ基準をつくられると思うんですね、今の局長答弁だけだと、どうも私は、コンプライアンス意識があるんだとか、きちんと仕事ができるんだとか、個人情報保護をきちんとできるとか、その程度のことであって、特別、法律の知識だとか何とか今そういう話は出てきませんでした。

今度新しく市場化テストの基準を、法務省の方で素案をつくられるときに、また新たに、何かあったかも民事法務協会しか落札できないような感じの、こういう専門性が要るんだとか、法律の知識がとかということにやはりなるんでしょうか。それとも、それは先ほどの局長答弁のような非常にフラットなものだけが基準となるのでしょうか。どちらですか。

○水野副大臣 競争入札をやっていくに当たって、実施要項で資格を設定していくことになるんではないでしょうか、そのときに、基本的な考え方としては、多くの業者、これはもちろん今委員が問題にしている民事法務協会をとりたてて外す理

由というのはないわけですが、民事法務協会も含まれ得るわけですが、それ以外にも、いろいろな工夫をしながら多くの事業者が入札に参加できるということは、競争をするという上で当然のことだと思っておりますので、民事法務協会だけが入れよう、事実上入れるような、そういう要件の設定の仕方というのはふさわしくないというふうに考えております。

○高山委員 大田大臣にも伺いますけれども、法務省の方で素案をつくられる、それで決定していくわけですが、時期的な、カレンダリ的なことを教えていただきたいんですね、大体これは六月ぐらいにこうだとか、八月ぐらいにこうだとか、それはどういうスケジュールになるか。もう来年のことなので、ちょっと教えてください。

○大田国務大臣 素案は法務省がつくりませんが、監理委員会がしっかりと関与いたします。何より、国民の立場に立つて、サービスの質と低廉な価格が確保される、そのために公正中立な入札が行われるというのが市場化テストの命ですので、その点はしっかりと確保されるように、実施要項の作成、入札実施の周知を行う必要があります。

スケジュールに関しては、この法案が成立後、速やかに基本方針を策定いたします。そして、ことし夏ごろまでに検討していきたいと考えております。

○高山委員 今の話ですと、では夏ごろに入札があるというイメージでよろしいんですか。それとも、秋、年末ぐらいになるんでしょうか。いつごろ入札があるのかなと思つたもので、それから、ちょっとそれを教えていただけますか。

○大田国務大臣 法案成立後、実施要項の策定、それから実際の入札を行いますので、具体的に何月ごろということは今の時点で申し上げられませんが、速やかに実施していきたいと考えております。

○高山委員 いや、これは来年のことなんです。来年のことなので、この法案が通る前に、法

案成立ありがとうございましたというペーパーを配れとは言いませんけれども、法案が成立した場合にはこういう手順でやっていくんだ、大体このぐらいの予算規模だということを下準備しておくかないと、民間の方は、しかも新たに参入してくる方は、では一体、どういう条件の人を集めたり、どういう訓練を施せばいいのかということがわからないので、事実上、来年の、十九年度の応札ができないんじゃないのかな。時期が後になればなるほど、既存のいろいろな知識を持っていたり、既にもう仕事をしているところが有利になりはしないかなというふうに思う国民が多いと思うんですね。

ですから、何のための市場化テストなのか。結論先にあるんじゃないかというふうに国民に思われないようにぜひやっていただきたいと思うんですけれども、今時間が来たので、終わります。

○河本委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太でございます。

引き続き、市場化テスト法について質問させていただきます。

我々は、この市場化テストの趣旨そのものには賛同するというか、期待をしてこの市場化テスト法を見守ってきたわけですが、残念ながら我々が望むような、恐らくそれは与党議員の中でも、望むような市場化テスト法になっていくんだろうか、市場化テストが進んでいるんだろうかというところは、各種報道で見られるとおり、残念でならないという結果があるかというふうに思っています。

例えば、地方公共団体あるいは民間からの要望に対する各省庁の抵抗、その結果の市場化テストの対象事業の数、この状況について、大臣、今どういう御認識を持っておられるか、まずお伺いをしたいと思います。

○大田国務大臣 先生御指摘のように、数の面からいって、まだ決して十分とは思っておりません。

ただ、昨年七月に法案が成立いたしましたし、秋に、官民競争入札等監理委員会の精力的な御審議で、対象事業を拡大してまいりました。限られた期間であったという条件を考えますと、一定の成果は得られたと考えております。これをさらに、対象事業の拡大に向けて努力してまいりたいと存じます。

○泉委員 それは、もちろん着点ではないと思いますが、一定の成果はあったと思います。

もう一度、大臣に具体的な数字をお伺いしたいんですが、幾つの市場化テストの要望が上がり、そのうち何件が今回というかこれまで対象事業となったのか、その実数を教えてください。――では、またそれはちよつと後ほどということにしまして、今回、なぜ法務局の乙号事務のみの市場化テスト法の改正ということになったのか、それを教えてくださいたいと思います。

○水野副大臣 法務省の乙号事務だけということじゃなくて、ほかの部分が対象にならなかったことというのはちよつと所管じゃないと思うんですが、乙号事務が対象になったということでは、乙号事務というのは、法務局の登記関係の仕事の中では権力的作用というのが比較的薄いといえましょうか、登記事項証明書などを交付したり、もしくは、そうしたものを閲覧したりというようなことが中心でございますので、そういう意味においては、民間事業者も参入し得る。また、その中で、参入をしていろいろと競争原理を働かせた方が、より簡素で効率的な政府をつくるというところに資するのではないのかな。強いて言えれば、法務局関係の人員削減とかコスト削減とか、そういうようなものに資することがあるというふうに考えるから、その部分はふさわしいと我々は考えているところでございます。

○泉委員 済みません、やはりこの質問は大田大臣のお答えいただくべきことなのかなと思います。

なぜ、今回の乙号事務のみの法案審議ということになったのか、それをお答えいただきたいと

思います。

○大田国務大臣 特例として法律改正が必要なもののについて法改正を行って基本方針につけ加えていくということになっております。

そのときに、今回の登記所に関する乙号事務につきましても、不動産登記法第九条、それから商業登記法第四条で、登記官が取り扱うこととされております。ここに、乙号事務に市場化テストを導入するに当たりましては法改正が必要であるというところで、この業務が法改正を要する業務であります。他の業務は法改正を必要としないものがございますけれども、この業務につきましても法改正が必要であるというところで、法案の御審議をお願いしております。

○泉委員 いや、それは当然のことでありまして、そういうことじゃなくて、何でもここに来たんだと言われて来て来たという答え方じゃなくて、理由を聞いていくわけであって、先ほどの件数というのはいくらですか、それもあわせて。

では、ちよつとまず件数を。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

昨年、法律が公布され施行されました後、民間等から要望を聞いております。その際、寄せられた意見につきましても、全体で百九十三件。ただ、重複分がありますので、これを整理いたしますと百二十五件。その後、何分、年末までにやらないといけないということなので、ある程度要望が多かった分野等を抽出いたしまして、最終的に基本方針の別表というものが昨年末閣議決定されておりますが、二十七事項掲載し、今後推進していくこととしております。

○泉委員 もう一回、大臣にお伺いしますが、百九十三件の要望があり、整理をすると百二十五件、そして二十七事項が現在ということでありまして、点数でいうと何点でしょうか。

○大田国務大臣 法案成立後、限られた時間の中で、官民競争入札等監理委員会が精力的に審議して、これだけの事業が成立したわけで、点数について何点ということはいがたいんですけれども

も、スタートとしては、私は一定の成果があったと考えております。これを拡大すべく、努力してまいりたいと存じます。

○泉委員 本来のこの市場化テストの趣旨というものをよく徹底していただくことが必要かと思っております。

ちよつと私、もう少し中身を勉強したいわけですが、いろいろな民間委託は、この市場化テスト法を通さずとも各官庁でされていることが多いと思うわけですね。例えば警察庁なんかでいうと、昨年の六月の一日からですか、駐車違反の指定機関が民間で取り締まりというか、標章を張るという行為ができるようになったわけですが、これも、そういうものが市場化テストを経ずに民間で行われるという理由。そして、今回対象事業になったものは市場化テストとして行われる、その峻別の仕方というのはどういう理由に基づくものなんでしょうか。

〔委員長退席、西村（康）委員長代理着席〕

○大田国務大臣 通常の民間委託と市場化テストの違いをいたしまして、市場化テストの場合は、その事業を指揮を受けずに包括的に、業者が自律的に行うということがございます。今回の乙号事務につきましても、包括的に、受託した事業者が自律的に事業を行うことができるようになります。包括的に事業者が創意工夫を生かすために、通常の民間委託よりも選定手続は厳しく、透明性を高め、なおかつ事業に対して厳しい事後的な監視が行われるということになっております。

○泉委員 包括的に委託をされることによる効果というものはどんなものが考えられるんでしょうか。

○大田国務大臣 事業者が、みずからの創意工夫で、なるべく効率的に質の高いサービスを行うようにするということがございます。例えば営業時間を考えるとか、あるいは求人事業ですと、なるべく求人を探り起こすような努力をするといったことを、指揮を受けるのではなく自発的に、自律的にいう効果がございます。

○泉委員 そこで、いよいよ今回の乙号事務の中に入るわけですが、民間へとか、官から民へという抽象論ではなくて、先ほど高山委員からお話がありましたが、しっかりと具体論、現場の状況を見て大臣にもぜひお答えをいただきたいというふうに思うわけです。

先ほどから、乙号事務が民間委託というふうに言われていますけれども、実際に果たしてどんな入札になるんだろうかということでは、入札だから、それはそのときにならないとわかりませんという建前はそれでいいでしょう。建前はそれで結構です。しかし、実態上、先ほど水野副大臣からは、国は今回は入札には参加をしない、想定したいというふうな答弁をいただきました。

きょう、私、資料を一枚皆さんにお配りさせていただきました。今回の法律で最も基礎的に政府が我々に配ってくださった資料、法案のポイント絵と言われるものですが、そこに、一番衝撃的にぎざぎざの吹き出しの中に、官民競争入札と民間競争入札というふうな衝突的に書いてあるわけですね。その官民競争入札は、もう既に想定されているということですから、この図からすると、何か随分と派手派手し書いている割には、あっさりとした官の方は入札に依らないんだなというふうな状況だと思ふんです。

大田大臣、官民競争入札はほほいという先ほどの法務副大臣の答弁を聞かれて、どう思われますか。

○大田国務大臣 今回は、法務省の検討の上、民間競争入札ということになりますけれども、今後、さらに官民競争入札の可能性を探っていくと考えております。

○泉委員 職員を減らしますよね。乙号事務から手を引きますよね。今後、本当に考えるんですか、官民競争入札を。どうやって法務局が、法務省というか国がこの入札に参加するわけですか、今後、考えていけるんですか、そんなこと。

○水野副大臣 これは、先ほど想定しがたいと言ったのは、委員も十分御理解していらっしゃる

○泉委員 今の答弁はそのまま受け取っておきまされども。

さらに、同じくこの絵の中で、民間競争入札ということがあるとあります。これももちろん、どの事業者も参入することはできると言ってしまうばそれまでですが、今回、實際上、想定をされる団体、事業者、これはどのようなものがあるんでしょうか。

○水野副大臣 実際にこの乙号事務の入札に対して参加する可能性のある民間事業者ということですが、要件などについては先ほど来いろいろありましたが、具体的な名前をいえば、財団法人民法事務協会は、今までの委託の経験などがありますから、可能性としては応札してくるところとしてあり得るでしょうし、昨年、公共サービス改革の基本方針策定に当たって民間事業者から意見聴取の手続を実施いたしましたけれども、そのときに関心を寄せていたものとしては、登記事項証明書の取得代行業者とか人材派遣会社などがこの問題に、乙号事務の市場化テストに関心を寄せていた様子でございました。

○泉委員 その証明書取得代行業者ですが、それも、実は役所の方からのお話を聞いたんですけれども、それを踏まえて私もインターネットなんかでその文字を入力して調べてみたんですが、出てこないんですね。行政書士さんとかいろいろ書類の申請を代行したり、取得を代行したりということのケースはあるんですが、そういう業者というのは、例えばある程度大きい会社で何社あつてとか、業界的には副大臣はつかまれているんですか。

○後藤政府参考人 私どもで数等の正確な把握はしておりませんが、登記所のそばにそういう事業者の方が会社を構えられて、一般の方からそちらに申し込みをされて登記事項証明書の取得を代行する、そういう事業は行われているものと承知しております。

○泉委員 結論を言ってしまうと、実態上は、やはり民法事務協会さんがこの登記の業界ではかなり

大きなシェアをこれまでも持ってきたというのは、大臣、この際よくよく御理解をいただきたいと思ひます。

具体的に言いますと、先ほども高山委員から話がありましたけれども、この民法事務協会というのは毎年約二百億円を超える業務委託を登記特会から受けていますね。さらに言えば、事業収入の九割以上がこの特会からの収入だということですね。一つの財団法人の収入の九割が特会からの収入である。

先ほどは、公益法人だ、そして入札要件にかなえばすべてそれは民間団体とみなすと。それは、入札における民間団体かどうかという観点からいえばそうでしょうが、しかし事業収入の九割を国の特会の予算の中から得ているという状況を考えたとき、そしてまた職員の数、これも、平成十七年度でいくと法務局の退職者の数が二百九十九名ですね。よかつたら数字を覚えておいてください、二百九十九名。そのうち百四十二名がこの民法事務協会に入られている。

先ほど審議官からお話がありましたが、確かに、天下りという表現がよいかといえは、私はそうじゃないものもあるような気がします。現場で一生懸命働いてきた方が、引き続き似たような現場で、同じ専門性を有して働かれるという趣旨、それは、これまでの社会でいえばよくわかるでしょう。

しかし、もしかすれば、この今回の法案というのは、いわゆる法務省の定員削減に伴う、もつと言えは各省庁、行政改革に伴って、また国のお財布からつくられた財団法人に職員が横流しされているんじゃないか。これは、職員の方にすればいい迷惑かもしれないが、実態上は、政府定員を減らすために、横にある箱にただ定員を移しかえをしているんじゃないかと言われても不思議はないんじゃないでしょうか。大臣、どうでしょう。

○大田国務大臣 入札に当たりましては、低いコストでよりよいサービスが提供されるというのが市場化テストの趣旨ですので、透明、公正な入札

というのは必ず守っていかなくてはいけないことだと思ひます。

民法事務協会も入札には参加できますけれども、そこを含めてなるべく多くの民間事業者が出てくるように実施要件をつくり、周知徹底をさせていきたいと考えております。

○泉委員 もう一回、大臣に聞きます。

事業収入の九割以上を特会の受託業務が占めているという状態、これについてはどういふふうに御認識を持たれますか。

○大田国務大臣 それについては、これまでの事業の形態などいろいろな事情があつたんだらうというふうに思いますが、少なくとも市場化テストに関しましては、民法事務協会を含めて多数の事業者の中で入札が行われるように努力していきたいと思ひます。

○泉委員 水野副大臣が審議官の方にお伺いをしたいんですが、今回、この登記特会そのものは、オンライン化を進めていくという過程での必要経費をずっと挙げてきたわけですが、その中で、インターネット登記情報提供サービスというものを充実させるために、ためにというか、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律というものをつくりまして、民法事務協会が指定法人になっているわけですね。

全国で一つ、全国に一を限って、このインターネット登記情報提供サービス、登記情報提供業務を行う者として法務大臣が指定することができるといふふうになっているわけですが、こういうことも、では今後、今は一つの法人に限って独占でこの民法事務協会が行っているわけですが、これもやはり何かしら見直しというのをやっていくべきなんじゃないか。

副大臣、いかが考えでしょう。○水野副大臣 そういう形で指定法人になつていようけれども、そこら辺については、そういう法的根拠もあるわけですから、法的見直しなどについては、いろいろと、国会等の議論という

ことも踏まえつつ、多種多様に検討するべき課題だといふふうに考えております。

○泉委員 私は、この法案を審議する前は、もつと優しくというか、もちろん我々基本的に賛成の立場ですから、審議に挑もうと思つて勉強したんですが、ちよつと、今見ていた数字のとおり、九割の話ですか、ほぼ半分の職員さんが法務局から民法事務協会に再就職されているという状況にかんがみると、確かに先ほどは、これからいふような知識を広げていって、知識ですから、いろいろな方々にも開放されていくんですという話がありました。道路公団ファミリー企業、これを見ていただいてもわかるかとおり、では、民法事務協会が独占がなくなりましたといつて、職員さんが三つ四つぐらいの組織に分かれて就職をして、同じような組織がまた四つぐらいできて、トップにはみんなまた法務省の出身者が入る、これまた、まだまだ全く改革とは言えないんじゃないのかなという気がいたします。

その意味では、もちろん、この民法事務協会というところがこれまで登記業務に関して取り組んできた社会的な使命、役割というのは大きいとは思ひますけれども、やはり今回の官民競争入札、民間競争入札といふふうはこのボンチ絵でうたつている状況はありながら、実際には、ことしから実は、これもおもしろいんですが、市場化テスト法というのは市場化をテストする法律ですね、にもかかわらず、その市場化テスト法の試し、試行として、これは法務省の方でされているのかもしれないが、十行でたしか既に包括委託の試行をされているはずですね。

市場化テストの前テストをやっている、これまた不思議な気がしてならないわけですが、そういうことも含めて、しかも、その十の試行されているものは、全部入札でされました、この包括業務の入札をしました。すべて受けたのは民法事務協会です、すべて民法事務協会です。この状態をどう考えるか。そういうことで考えると、競争入札というものが形だけにならないのかということの

不安を申し上げたいと思います。
終わります。

○西村(康)委員長代理 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時十七分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。泉健太君。

○泉委員 済みません、午前中に引き続き、再度質問をさせていただきます。

改めて、午前中にお配りしたペーパーをお持ちでしょうか。これが今回の法改正の一番基礎的な資料になるわけですが、午前中は、官民競争入札と民間競争入札が、民事法務協会という存在が余りにも大きくて、実際には競争入札にならないんじゃないかということを指摘させていただきました。

そして、もう一つ市場化テストの本来の目的である、サービスの質の維持向上ということ、そして経費の削減、これがやはりどの市場化テストの中でもうたわれているわけですが、果たして今回の乙号事務の件がそれに当たるのかということ、ぜひ大臣、御認識をいただきたいと思っております。残余の質問をさせていただきます。

まず、サービスの質の維持向上、今回の乙号事務の場合だと、どういうものが想定されるのでしょうか。

○大田国務大臣 乙号事務は、登記事項証明書等の交付あるいは閲覧ですので、ここがより迅速に、スムーズになされるということが重要な質だと考えております。

○泉委員 審議官にお伺いをしたいんですが、現在五百五十ですか、登記所、法務局の数、これの中で、民事法務協会が全く入っていないところというのはどれぐらいあるんでしょうか。

○後藤政府参考人 すべての乙号業務を登記所職員が処理している庁は、二百六十三庁でございます。

○泉委員 そうすると、半分のところでは既に民事法務協会が入られていることになるわけですね。

私たちの地元の京都でも、既に、例えば京都局本局ということでしょうか、先ほど言った、ことしから包括的民間委託の試行がされていまして、不動産登記部門及び法人登記部門が包括的委託の試行となり、現在二十三名の職員が業務に当たっています。ただ、それ以前から、既に民事法務協会は京都の中で仕事をされてきたわけですね。

官僚の皆さんから事前にレクをいただくと、例えば、この紙に書いてある「サービスの質の維持・向上」というのは、何で民間に委託するのかといえば、それは、官が思いつかないような発想をすることも含めて、大胆な業務の見直しができるから民に任せるんだというお話でした。

ただ、ここでもう一回振り返っていただきたいんですが、先ほど言いました、法務局の職員を退職した人の半分が民事法務協会に入っている。そして、民事法務協会には八百人を超える元法務局の職員さんがおられます。そして職場の実態。各登記所は、民事法務協会と法務局の職員が一緒に仕事をしているケースがほとんどですね、これまでの全国各地の登記所を見ると。

そう考えると、今、民間委託をして民事法務協会がそれに落ちをして、仕切りを、いろいろと事務所のレイアウトを変えるそうです。そういう変化はあるでしょうか、でも、そこで新しい発想が出てくるということであれば、これまでも、民事法務協会の方で独自の取り組みとして幾らでも新しい発想が出てきたでしょうし、大胆な見直しもできたと思うんですね。

人は同じなんです。恐らく実態上、落ちる人も同じなんです。これから行われる今回の市場化テストということに関して言えば、新しい民間が入るかもしれないと言ってしまうとそれまでだけ

れども、実態上は民事法務協会の存在がかなり大きいという中で、果たして本当に、サービスの質の維持向上ということで書いてありますけれども、それができるんだたら今までもやってこれたんじゃないかというふうに思うわけですが、今まで以上の何か大胆な発想が出てくるんでしょうか。

○大田国務大臣 午前中に御紹介いただきました、試行的にやったときに、すべて民事法務協会が落ち、手を挙げたというお話がございましたけれども、その原因がどこにあったのか、これからもしっかり調べて、なるべく多くの事業者が入札に参加するような実施要項にしていきたいというふうに思っております。一定のコストのもとで、それはなるべく低いコストのもとでよりよいサービスを提供するというのが市場化テストの目的ですので、あくまでそれが達成できるように、先生の御疑念が実際のものとならないように今後も実施をしていきたいというふうに考えます。

○泉委員 これはもう、疑念というか、恐らくこれから予想される事実というふうに私は認識をしております。

その意味で、もう少し民事法務協会について、審議官、ちよつと教えていただきたいんですが、よく指摘をされるように、剰余金がこの協会にはあるということが言われております。その民事法務協会の剰余金、もし額がわかればお願いいたします。わからなければわからないと答えてください。

○後藤政府参考人 申しわけありません、突然のお尋ねでございますので、今手元にはございません。(発言する者あり)

○泉委員 今、平井委員からも、六十億ぐらいじゃないかと、これは退職金の積み立て等でそういう話もありますし、かなりの額の剰余金がございます。

これも我が党の参議院議員の尾立議員が、以前、質問主意書で内閣に対して、こういった団体が多額の剰余金を抱えている中で、しかも特にか

らの事業収入が九割、しかもそこに多くの職員が再就職をしている、この実態はどう考えてもおかしいんじゃないかということで質問主意書を出したところ、内閣からの答が、国の法律で、一つの特定の団体から、今回でいうこの民事法務協会から、特会の方が寄附を受けるということはできないことになっている、昭和二十三年ぐらいの政府の取り決めが何かでそうなっているという見解が返ってまいりました。

しかし、それを考えるのであれば、その二十三年につくった法律の是非も問わなければならないんですけれども、やはり私たちは、これだけ国との関与がかなり密接な民事法務協会については、幾ら民間、財団法人とはいえ、その規模なり財務諸表さまで、しっかりとチェックをしていく必要があるんじゃないのかな、あるいは国がある程度、枠をはめていく必要があるんじゃないのかなという気がしてなりません。

その意味で、これからこの民事法務協会、例えば私が民事法務協会とこれもインターネットで検索してみたら、何とホームページがないんですね、びっくりしたんですけれども。あります。しかし、登記情報サービスの提供のホームページの中に民事法務協会の概要というのが書いてありましたが、それ以外、単独で、ごめんなさい、ありません。普通、インターネットで検索すると絶対出てくるんですけれども、トップページにも出てこなかったのか、そうすると私の間違いかもしれない。ちよつとそういう意味で、情報がすぐに出てこなかったということ、なかなか不透明な感じをしております。

そういうことから、このサービスの質の向上、維持というところや、経費の削減というところも、今のままいくと、入札になったからといって、これまでもやってきた民事法務協会が急に中身ががらりと変わるともこれはなかなか思えないというふうな状況でございます。

そして、この今の試行をされているところも、事務所のレイアウトを大胆に変えましてとか

と一つ一つ説明が書いてあるんですね。そんなことにお金をかけていいんだらうか。この窓口は民事法務協会が行っておりますとかとパネルをつくって置いたりしているわけですが、皆さんも運転免許試験場なんかにも行かれたことがあると思いますけれども、それが交通安全協会がやっているが警察がやっているが、民事法務協会がやっているが職員がやっているが関係ないです。カウンターの向こう側にいる人がだれであらうが、一般市民、利用者は全く関係ないんです。そのことをよく考えていただいて、どこに本来に必要なお金を使おうとしているのかというのをぜひ認識していただきたいなというふうに思います。

大臣、最後の質問です。

国が昨年の十二月に出しました基本方針、公共サービス改革基本方針、お持ちですか、その九ページに、「国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等」ということで、官民競争入札で国が落札した場合といたるところがあるんですね。上から十行目ぐらいのところですけども、そこに、「なお、国の行政機関等が、自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずる」とわざわざ書いてあるんですね。これは、民間競争入札の場合は、民間がもし事業を行えなかった場合にはなんということを書かれていないわけですか。

官が落札しておいて事業を行えないことが明らかになった場合には、もう一回再入札をする措置を講ずると。何じゃこりやというふうに思うんですがね。落札した以上は責任を持ってやるのが当たり前じゃないかと思うんですが、なぜこんな規定が入っているのか。そもそもやる気があるのかというふうに疑わざるを得ないわけですが、この理由を最後に教えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○中藤政府参考人 今御指摘の点、国の行政機関がみずからの提案に従って公共サービスの実施ができないことが明らかになった場合には、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずる、これはまさに、官が独自に、みずからの提案というものを提出されて、それができないということであれば、新たな民間競争入札を行うと……(泉委員)できないことがおかしい。提案したことができないというのはどういうことですかと呼ぶお答えいたします。提案したものが仮にできないのであれば、このような措置をとるということであり、本来的には、それはきちつと官が提案した線に沿って行われるのが原則であります。

○河本委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○河本委員長 速記を起こして。

泉君。

○泉委員 もう一回聞きます。

これは政府がつくった中身ですから、その理由だけお答えいただきたいんですね。今九ページの話をしましたが、七ページに戻ると、「対象公共サービスの実施等」ということで、最初は民間業者の落札の場合における公共サービスの実施というものが来ています。ここには、もし民間業者ができなかったら再入札を行うなということを書いていないですよ。一方、国が落札した場合、国がみずからの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずると。

やはりこれはやる気が問われませんか。国が提案をしておいて、国がです、先ほどから法務局の正しさと確実さとか、権利があるから、だからそれを正しく行使するのは国なんだとかいう話の中で、国が提案しているサービスを、できないことをあらかじめ想定してこの文章があるというのは、到底僕は理解できないんです。これはどういうことですか。

○中藤政府参考人 お答えいたします。まず、民間の事業者が民間の提案でできない場合には、契約の解除、そういった必要な措置がとられるわけですが。したがって、官民イコールフットイングの観点から、仮に国の行政機関がみずからの提案に従ってそれができないということであれば、それは新たな民間競争入札の実施、そういった措置を講ずるということです。ただ、これは、なおという念のための規定でございます。

以上でございます。

○泉委員 国は、少なくともやはり信頼される存在として、国がみずから提案したことを、悪い事業であればそれは撤回すればいいわけですが、入札において国が提案したことができないというケースは、一応想定ということですが、これはあつてはならないことだというふうに思っております。その点はよくよく心して、一番恐れるのは、やはり入札の形骸化ですよ。官はとりあえず提案をして入札の体をなしたけれども、実際にはそれは全く実現性のない提案で落札が行われていたということがあつてはならないというふうに思いますので、その点を指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○河本委員長 次に、市村浩一郎君。

申し合わせの時間内で質疑をしてください。

○市村委員 民主党の市村です。質問させていただきます。

まず、ちよつと具体的な質問から入っていくことにします。この四月から実施される予定の求人開拓事業というものがあつて、実は落札企業が決まらなかったというケースが三件あつたというふうにお伺いしています。その状況をちよつと詳しくお知らせください。

○大田国務大臣 先生御指摘のように、四月から事業実施を予定しておりました求人開拓事業の民間競争入札におきまして、五つの地域のうち三つ、北海道旭川、高知中央地域、長崎県北地域について入札がなく、再入札によつても落札者が決定しませんでした。結果として、この実施要項に定められているとおり、落札者がいなかった場合として、国みずから事業を実施することになりました。

市場化テストの目的というのは、民間事業者の創意工夫を生かして、よいサービスを低廉なコストで提供することにあるので、できるだけ多くの民間事業者が参加して、公正で透明な入札が行われるということは大変重要なことです。したがって、この入札不調というのは、私どももしつかり受けとめなくてはならないと考えております。

まず、今、原因の把握に努めております。事業者のヒアリングをしまして、なぜ入札不調が起つたのか。これはモデル事業のときは入札不調ではなく、しっかりと行われております。それが今回不調に終わった理由について調べております。今出てきている理由として、このとき三つの市場化テストの事業をやりまして、人材銀行、キャリア交流プラザ、求人開拓事業と三つをやつたものから、その別の事業に事業者が流れてしまったということもございまして、この求人開拓事業が一年間の単年度の事業でございました。それぞれの地域を一年間で移動するという事業のためになかなかコストをかけるわけにいかないというふうな背景もあつたんだろうというふうに思います。

今これは調査中ですので、これを踏まえて、こういう入札不調がないよう、問題点を改善していきたいと思っております。

○市村委員 今、恐らくこういうことがあつたんじゃないかというお話を大臣みずからいただいたので、調査中ということなんですが、そもそも、こ

これは今、今年度からやる。大変いろいろな議論があつて、これはある種、政府の目玉としてこの市場化テストというのはやつていらつしやるわけですね。当然、今お話があつたようなことというのは、事前に予測可能な範囲ではないかと私は思わざるを得ないんですね。最初からこういうつまりきをされるというのは、これは非常にこの市場化テスト法の信頼、この法律は何なのかというそもそのところにかかわる問題に私はなつてしまふような気がしてならない。

やはり最初というのは肝心なんです。最初にいい例を見せて、ほら見なさい、こんないいことがあるでしょうということがあつたら、みんな、ああそうかというふうになるんですけれども、最初にこうなると、ほら見ろ、やはり難しいぞという話になつてしまふと、やはり士気が落ちるといふこともあつて、極めて残念な状況になつていると私は思います。

では、もう一個、具体的な御質問をさせていただきますけれども、これはいわゆる官民競争入札というものはあつたんでしょうか。官が入札したケースというのはあつたんでしょうか、この場合において。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

○大田国務大臣 官の入札はありません。官民ではありません。民間競争入札でございました。

○市村委員 なぜ最初から民間競争入札というふうになされたんでしょうか。

○大田国務大臣 官民競争入札になるためには、官の承諾がなくてはなりません。このケースについては、厚労省の方の承諾はなく、民間でやるということと実施要項が策定されております。

○市村委員 では、これはそもそも論に戻ざるを得なくなるんですが、そもそもこの市場化テスト、市場化テストと我々は今呼んでいますけれども、正式名称は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律ですね、この競争とは一体何でしょうか。

○大田国務大臣 広く政府が行っている公共サー

ビスについて、サービスの質と価格を競争するというものです。それを官民もしくは民で競争いたします。

○市村委員 ある意味でいえば、今までも民競争というのはあつたんですね、公共事業をめぐつて。

では、あえてこのいわゆる市場化テスト法なるものをつくつたそもその政策目的は、何だつたんでしょうか。

○大田国務大臣 市場化テストは、そもそも政府が行うべき事業で、その実施自体は必ずしも公務員でなくてもいい、民間事業者に委託することもできるのではないかとこの事業を対象に行います。

今先生が例にお出しになりました公共事業のうちに最初から民と民がやるものと違ひますのは、民間同士が競争する場合でも、従来これは政府がやっていたわけですから、官がやっていた場合の人員ですとか設備ですとかコストというものを明らかにして、それを実施要項の中に盛り込んで、それをベースにして民間が競争入札を行うということになります。

したがいまして、これまで官がやってきたときのコストが実施要項の中で明らかにされますので、民間は間接的に官と競争することになります。

○市村委員 今、コストを提出するということですが、私もついさつきいたしたばかりなんです、その詳細な要項を、まだつぶさに精査していませんけれども。

では、私、その予備知識がないと考えると、要するに官、いわゆる行政というものの体系を考えた場合、これは地方自治体といながら、実際はなかなか国との関係において切りがたい関係、東京都民に不交付団体は別として、ほとんどの団体というのは、やはり国県市、国府市というふうになつていっているわけですね。

そうすると、ある意味で言えば、国という巨大なホールディングカンパニーがあつて、そのブラ

ンチとして地方自治体がある。こう考えた場合、こういうものを相手にして、では民がコスト計算しろと言われたつて、その事業の具体的なところではある程度、ではこれを出しなさい、これを出しなさい、これを出しなさいといつたらコスト計算できるかもしれないけれども、恐らく現実的には余り意味がないんじゃないか、こう思うんですね。官がこれだけかけているんだから民はこれだけするんですかという言い方をしても。

それよりも、もっと具体的に、ではこの事業に対してお互いがどれだけのパフォーマンスとどれだけのコストで出せるかということ、僕はその事業事業ごとにやはりやつていった方がいい、そこで競争させた方がいい。

そもそも、これだけ官はかけてきたんだから民はどうですかというの、これが競争かというのと、私はどうも、これを競争というのに含めていいのかというふうな、そこに疑問を持つんですけれども、大臣、いかがお考えでしょうか。

○大田国務大臣 公共サービス改革法におきましては、まずは、民間から募集する具体的な提案を踏まえて、関係省庁間で協議し、監理委員会と審議して、閣議決定することになつております。

そのときに、コストは、まず、市場化テストを実施する事業ごとに、従来の事業実施に要したコストその他の情報を担当の役所が全部開示することになつております。したがいまして、市場化テストの過程において、官がどれだけのコストをかけてやっているのか、それが明らかになるということ副産物もございます。

したがいまして、先ほど入札不調の例がございますけれども、これについても、官が実際にかけているコストが明らかになつたという副次的なメリットは、この場合もあつたんだらうというふうなふうに思います。そのコストをベースにして、民間が創意工夫を生かして、なるべくよりよいサービスを提供する。そのときに、要求される質につきましては、なるべく定量的な形で、このようなものを

を要求しているということが実施要項の中に書かれております。

○市村委員 今の大臣の御答弁の中に、監理委員会が出てきました。

私は、最近の内閣委員会、内閣府が出すいろいろな法律で、基本的には、いわゆる民のことは民でやるべきだ、これは大賛成なんです。ところが、何か、例えば何とか委員会ですね、この内閣委員会が問題にしている公益認定等委員会とか、何か委員会をつくるんですね、一生懸命。

そもそも、競争を導入しようというときに監理委員会が仕切るんじゃないかと、競争させようというの、競争に基づいて、それで白黒はつきりさせようとしているのではないかと思うんですね。そのときに、監理委員会というのをかませるといふのが私にはやはりよくわからないんです。

競争を導入して、公共サービスの質の向上、それからコスト削減を図つていくということであれば、それは、競争です、だから官民競争でやらせましよう、そして競争に基づいて、負けた方は負け、勝つた方は勝ち、これがやはり一般的に我々が競争と考えることじゃないかと思うんですね。監理委員会が事業を選定して、そしてその事業を今まで官がどれだけかけてきたかということを出すんだから、民がそれを見てやつていけばいいんだ、それが競争なんだと言われると、いや、それは競争かなと私は思わざるを得ないんですね。

先ほど申し上げたように、コストについても、そのコスト計算をどんなに厳密にやろうと、やはり大ホールディングカンパニーを掲げたものと株式会社等の一般民間企業、これはどうなのか。これを見て、では我々もつと低くしなくちゃいけないということになるわけでしょう、結局、官がこれだけでやっていると、少なくとも高くしては落札できないですね。

実際に、この求人開拓事業も、応札もしなかったのが二件かな、それで、応札はしたけれども、官が設定したコストより高くなつたから、

結局落札できなかったということになるわけですね。

我々の一般的な意識からすると、官は本当は十でできるのに百かけているんじゃないかという思いがあるわけですよ。でも、計算してみたら、官は八で出してきたわけですね。それで民間が十だといったら、いや、それはちよつと高過ぎますと言われている、結局落札できなかったというケースになつちやうてゐるわけですね、この求人開拓事業。そもそも、前提が違うものを、そこで、さあといつても難しいんじゃないかなと思うんですね。

後からちよつと議論したかったのは、要するに、競争といひながら競争の条件が整つていないんじゃないか。市場化テストといひながら、そうした官民が競争するような市場が本にあるのかどうかということについて、ちゃんとこれは考えられてゐるのか。考えた上で、公正公平な市場において本当にちゃんとした公平な競争ができるか、そういう制度が整えられてゐるかどうかというの非常に疑問に感ずるんですけれども、これについては、大臣、どのようにお考えですか。求人開拓事業で落札企業が決まらなかったという例も踏まえて、御答弁いただきたいと思ひます。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕
○大田国務大臣 幾つか御質問いただきました。まず、監理委員会ですけれども、これは競争です。競争条件が公平でなくてはいいけませんし、ルールが整えられなくてはいいけません。まさに先生がおつちやうた、競争という環境が整備されているのかどうか、ここは大変重要な点です。監理委員会は、まさにそれをやることです。競争条件を整え、入札が適正に行われたか、そのときのルールは正しかったかを監理するものでありまして、民間の有識者の方に入つてやつていただいております。

コストはなかなか計算できないじゃないかという二番目の御質問ですけれども、この算定方法につきましては、十八年十二月に、官民競争入札等

監理委員会、この監理委員会で策定をしております。情報の開示に関する指針、これで定められておりまして、各府省は、この指針に沿つてコストの算定をしております。この指針では、複数の事務事業に従事する職員について、対象公共サービスに従事する割合を勘案して人件費を算定する。それから、民間の会計基準を勘案して、退職給付費用についても算定するというところで、人件費を適正に算定しております。このコストに基づいて競争入札がなされたかどうか、これをまた監理委員会でチェックいたします。公認会計士の方にも、入つてチェックしていただいております。

この入札不調の例ですけれども、今調査中ですので先ほど申し上げなかつた一つの理由として、モデル事業の二回目のときに、かなり安い価格で入札した企業がございます。それが、その価格自体を引き下げて、当初予定した、設定された価格よりも下がつてしまつたという可能性が考えられます。

先生が御指摘のように、やはり最初が重要でして、ほかの市場化テストの実施例では成功例も幾つもございまして。そういう意味では、競争条件はかなり綿密に考えられて設計され、監理委員会が厳しくチェックしていると認識しております。

○市村委員 ちよつとまた戻りまして、求人開拓事業のことについて少し具体的な論議に入りたいんです。

これで今の大臣の御答弁だと、国が結局やるということになるんですね。そもそもこれが事業に選定された理由は、やはり民間がやつた方がいいだろうということをやつたはずなのに、結局、国に戻るんですね。

私からすれば、競争せずに結局国に戻つたというところであつて、残念だなと。特に、では、なぜさつき五つの地域が選ばれたかというところ、やはりそこが一番厳しい状況だからということだと思ひます。その厳しい状況だからこそ、民間の力をおかりしたい、こう思つてやつたところが、結局国に戻つた。最も厳しいところが、変えてほしいと

思つて臨んだら変えられなかつた。では、これについてどのように大臣はお考えになつていらつしやいましょうか。

○大田国務大臣 まず、厚生労働省でこの事業を選定したということが妥当であつたかどうか。それから、実施要項は適当であつたかどうか。先ほど申し上げた一年間、単年度であつたというふうなことでよかつたのかどうか。もともと基本方針は、複数年を基本とするとなつておりますので、これが適当であつたのかどうかをよく調べて、改善していく必要があると思つております。先生の御批判も謙虚に受けとめて、これから改善していきたいと考えております。

○市村委員 そのときに、大臣、聞いていただきたいのですが、いわゆるこの求人開拓事業についてはモデルケースがあつたということですから、では例えば民間業者から、これだけいいことがあつたから、ぜひともうちにもやらせてほしい、また、ほかにもそういう声があつたからこそ、この事業選定をされたのか。それとも、厚生労働省さんが、何か出さないかぬから渋々出してきたのか。なかなか答えづらいと思ひますけれども、これは全然違うんですね。結局落札できなかったということを見ると、果たしてニーズがあつたかどうか調査せず出してしまつた可能性があつたということも含めて、問題があつたんじゃないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○大田国務大臣 もともと、民間の提案あるいは要望を受けて対象事業の選定に入りますので、この求人開拓事業につきましては、平成十六年度に規制改革・民間開放推進会議がその募集を受け付けた際に要望があつたというふうな確認しております。これを踏まえて、十七年度と十八年の二カ年、モデル事業を実施いたしました。この時、二カ年で延べ六社の民間事業者が事業を実施しております。

やはり要望があつたから本格的な実施に踏み切つたわけですが、このときに、繰り返し返してやつて恐縮ですが、三つの事業が、同じ地域で

割と類似した事業が行われてしまつた、したがつて他の三年間の事業の方に業者が流れてしまつたという状況があるように聞いております。

○市村委員 今の大臣の最後のことを素直に受けとめると、結局、それだけ応札する業者が限られていたということになると私は思ふんですね。今の言葉を素直に解釈すると。つまり、新規参入がそこにあつたらよかつたけれども、結局、これまでモデル事業でおつき合ひしてきたところにまた応じてねと言つたら、こつちよりこつちの方がよかつたから、そつちに行つちやうた、そうとれない状況になつてしまつてゐるんですね。そうじゃなくて、これだけのことをやつてゐるんだから、皆さんもつとんどんどんアプローチしてください、実はこういう事前のPRが足りなかつたんじゃないか、こう思わざるを得ないものがあると思ひます、これについては。

そもそも、この市場化テストの事業選定というのはどのようなプロセスで行われるのか、もう一回御説明いただけますでしょうか。

○大田国務大臣 事業選定につきましては、まず、民間から募集する具体的な提案を踏まえて、関係省庁間での協議を行い、監理委員会での審議を経て、閣議決定によつて行われる仕組みになつております。

対象事業をなるべく広げることが、先生のおつちやう、よい民間事業者を育てるということにもなると思ひますので、対象事業はなるべく広げていきたいと思つております。そのため、毎年度不断に見直しをして、対象事業を逐次追加していくことを考えております。

○市村委員 何事もそう一朝一夕にいかないというところもありますので、それこそプロセスを大切にしますが、恐らくこれは大田大臣の私的懇談会でも出されてゐると思ふんですが、やはりスピードが足りないんじゃないかということですね。あと、政治がもつとリーダーシップを発揮しなくちゃいけないとかというように、その委員長さん

からの提案が行われたというふうにお聞きしています。この言葉はやはり真剣に受けとめないかぬと思います。

今、時代はすぐ速く動いているわけでありまして、日本一国だけでやっていたらばまだいいですが、日本国内の競争だけじゃなくて世界との競争もあるという中で、何か一年一年というのでも、わからないではないんですけれども、そういう状況でもないということもある。やはりこれだけの財政赤字を抱えている状況を考えれば、おっしゃるように、質の向上を求めながらコストダウンしていくという、当たり前のことなんですけれども、それを実現していかなくちゃいけないということだと思っています。

それで、この市場化テストなんです、いわゆる国民競争というのがあるということなんですけれども、諸外国はどうなんですか。市場化テストという場合は官民競争のことを言うんじゃないでしょうか。

ある新聞記事によると、市場化テスト法(官民競争法)と書いてある新聞記事もあったぐらいで、私、ちよつと諸外国の資料をさつきから探しているんですけども、私がちよつと見た資料にも諸外国のことが、幾つかの国の例があつたんですが、結局、国民競争よりもやはり官民競争を促進していくということ。例えばアメリカの法律は、何か公共サービス棚卸し法とかいうことだと思ひます。日本は国民競争が入つておりますけれども、もともとはこれは官民競争を促進するという法律ではなかったのかどうか、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○大田国務大臣 先生御案内のように、諸外国ではアメリカ、イギリス、オーストラリアその他で実施しておりまして、やはり官民で競争するというのが中心になっております。

ただ、日本でも、官民も対象には加えられておりますし、制度上はもうございしますのだから積極的にふやしていきたいと考えておりますが、公共サービスをなるべく低いコストでより

よく提供するという趣旨にかんがみれば、官のコストを明らかにした上で民間をそこに積極的に参入させていくという試みもまた、重要な一つの手段であるというふうに思ひます。

したがいまして、なるべくこの制度の趣旨が生きていくようにこれから全力で取り組みたいと思ひますが、官民、それから民間、ともに趣旨が生きていくような取り組みをしていきたいと思ひます。

○市村委員 今まさに大臣におっしゃつていたように、結局、諸外国だと官民競争が中心なんです。日本の場合には、官民競争もある。これは全然違う話であるんですね。だから、やはり競争というものに対するもつとシビアな感覚を私たちは持たなくちゃいけないと思ひます。

監理委員会の役割は、公正な競争をさせるための場所なんだと今大臣はおっしゃいましたけれども、私から見ると、そうじゃなくてやはりある種管理的な方向の範疇をまだ出していない。そこが選んで、そこが事業対象を選定して出すというのは、やはり大きな意味での競争というか、競争の本義に沿わないものであると私は思ひざるを得ないんです。

競争を導入するとまであつたつてこの法律であれば、やはり真剣に競争を導入するということを考えてこれからやつていかないと、この市場化テスト法そのものが、冒頭にも申し上げたように信用がない。ああ、結局これも本気ではないんだ、やつたふりだけしていいんだというふうになつたやうとだめなので、だからぜひとも、この趣旨はみんな賛成だと思ひます。ただ、実効性がないと、またかということ、またまた別の法律をつくらないかぬということになつて、堂々めぐりが行われるというのは、やはり避けなくちゃならない。せつかくやつた以上は、それが実効を持つものにしなくちゃいけないと私は思ひます。

そのために、やはり条件整備というのは必要だと思ひますね、制度的にも。例えば、会計法とか予算決算及び会計令とかいうのがあつたらしいん

ですけれども、そういうのをやはり改正して、もつと官が、競争に参入しやすくするような条件をみずから整えなくちゃいけないんじゃないか。つまり、このまま官が、はい、どうぞ、入りなさいといつても、なかなか法律的、制度的にも入りづらい面があるというふうに、ちよつと私ははつきりとまだ詳しくわかつていませんが、そういう御指摘があるということは受けとめております。

大臣はこれについてどうお考えでしょうか。

○大田国務大臣 先生おっしゃる通りに、競争というの、それに勝つた場合は、ベストのサービスをベストの価格で提供しているということの証明にもなるわけですので、官民が競争をして官が落札したら、官がベストであるという証明を納税者に向かつてすることにもなるわけで、そのことが市場化テストの重要な意義だと考えております。したがいまして、やはり官も積極的に競争に参加して市場化テストが行われることが望ましいと私も考えております。

ただ、一般的に言つて、仕事が減ることを喜ぶ役所はございせんので、なかなかそこは難しい。官が入札に参加する意向があるかどうかというのが官民競争入札の一つの条件になりますので、官民でやる場合の条件になりますので、難しい点はありますが、今、そのような抵抗を排して、監理委員会も努力しております。

先生が御指摘のような、制度面、会計上あるいは予算制度上の問題も含めて、今後制度設計をさらに詰めていきたいというふうにご考慮しております。

○市村委員 それから、情報遮断ということをやはりしていかないといけない。官民が競争するときは結局、官に情報が集まつちやいますね、民間がどういふ応札をしたかというのは、それが官に流れてしまつたら、自分たちは仲間だから、ちよつとこれはこうなつていふよと流れてしまつたら、これは全然公平な競争にならないですね。だから、そういった意味で、そういう情報をきちつと遮断できるのかどうか、ファイアウォール

をつくれるかどうかというのは大変重要な観点だと思ひますが、これについて大臣の御見解をいたしたいと思ひます。

○大田国務大臣 御指摘のように、情報遮断というのは非常に重要です。公共サービス改革法では、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置を実施要項であらかじめ定めるところになつております。この実施要項の策定に当たつては、監理委員会の議を経るということになつております。

具体的な遮断措置といたしましては、この監理委員会が定める指針におきまして、大臣からの職務命令によりまして、まず、官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と、それから入札に参加する事務を担当する職員、これを特定いたします。そして、実施要項の決定以降は、それぞれの間での情報交換を禁止するといったような措置が講じられることになつております。

○市村委員 禁止するという措置なんです、具体的にそれは罰則とかあるんでしょうか。

○中藤政府参考人 お答えいたします。

これは、入札の実施に当たりまして、各府省の大臣が責任者となります。罰則というものは特に設けておりません。

○市村委員 これも、別に官全体を言うわけでもないんですけど、どうもやはりいろいろ、社会保険庁でも情報漏えい、うまく遮断ができなかつた。みんなが自由に、だれだれの年金の納付状況、保険料の納付状況はどうだと。結局、いろいろ誘惑に駆られる部分があるわけですね。今までふだん顔を突き合せている人たちが、会つていふ人たちが、ちよつと、いやこうだよというようなことになつてしまふ。まあ、そもそもはもつと以前の問題として、官民競争入札がないわけですから、まだこれからだとは思ひますけれども、では官民競争入札が主になつてきたときに、やはり官は、情報を得る立場であればこそ優位な立場になつてしまふ。それが官の中で流れてしまつたらいかぬ。

論をしないと、やみくもに、では変えろ変えろと言つても仕方ないわけでありまして、やはりきちつとそのための議論をした上だと思います。少し時間があります。うれしいことなんですが、ちよつと根本的な議論をさせていただきたいんです。

この市場化テスト法というのは、冒頭から申し

上げているように、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律ということなんですが、大田大臣の中では、公共サービスというのはどういうものだと考えていらっしゃるのでしょうか。

○大田国務大臣 公共サービスというのは、一般的な言葉ですとパブリック、これは広い概念だといふふうには思いますが、この法律で言われております公共サービスは、広く国や独立行政法人、地方公共団体が実施する業務一般を指しております。

○市村委員 今また、この法律によるとありましたが、まさに、さっき大臣が英語でパブリックとおっしゃっていただいたようなこと、これが重要なことです。ここが実は、日本の場合、このパブリックに対する意識が余りにも低いと私は思わざるを得ないんです。

やはり公というのは、今まさにここで大臣が後半におっしゃったのは、官の公のことをおっしゃっているとは私は思います。私は、この内閣委員会を通じて、民の公をしつかりとこの日本に打ち立てないかぬということをずっと提案しておるものでありまして、結局、民の公のセクターをしつかりとしていくことが、実は今政府がやっていらつしやることについても重要なインパクトを与えていくと私は思います。

結局、この国では、民間という株式会社なんです。株式会社しかないということをやっていくんです。ですから、この委員会と関係ある、例えば警察が駐車違反の取り締まりを民間委託するといったら、またこれも株式会社になるんですね。何でもかんでも株式会社をやるということになつてしまつて、結局、民の中にはいわれる公を担う民もあるというところが、大変この概念が欠けていると私は思っておりますが、大臣、これについてはどうお考えでいらつしやいますか。

せっかくですから、僕は田村大臣政務官にもこの点をお聞きしたいと思います。お二人にお聞きしたいと思います。

○大田国務大臣 御指摘のように、官ということ

と公ということとはやはり違う概念で、公というのはより広い概念であるといふふうに思っております。先生御指摘のとおりだと思います。

大学でも、最近では、公共サービスといったときに希望する学生がふえておりまして、これは必ずしも公務員になるということではなくて、文化であったり、広く公共のサービスに携わりたいという学生もふえておりますので、徐々にそういう考え方も広がってきているのかなというふうに思います。

○田村大臣政務官 私も同様に、やはりオーバーラップしているところはあると思うんですけども、公の方がより広い概念で、その中に官というものも含まれている。官でない公というのもしつかりあるのではないか、そういうふうに思っています。

○市村委員 ありがとうございます。

ですから、まさにそういう考え方、つまり公の方が広いという考え方。これまで、例えば公的サービスとか公的資金の導入という、その公は必ず政府のこと、まさに官の公のことを言ってきたと思います。そこで議論がとまっていたんです、この国は。

実は、民の公であるべき公益法人、本来は公益法人は民の公なんです。民の公のセクターがいつの間にか官の手先みたいになつて、天下り先とかになつてしまつた。なぜそうなつたかというの、私は民法三十四条のことも含めてこの委員会では皆さんには御説明しておりますけれども、結局、公といつたらイコール官、この発想からもう抜け出さなくちゃいけないと思ひます。

つまり、今お二人がおっしゃっていたように、公の方が官より広い概念なんだ、公の中には官の公だけじゃなくて民の公もあるということなんです。このことがやはりしつかりと議論のベースになると、私は、これからの議論はやはりできない。特に、こういう市場化テスト法とかを議論するときも、この意識がない限りは、やはりきょうのよ

うな、結局これからなるんですけれども、非常にびくびくしていますか、何か、一回縛つたら、またどこか破れちゃつて、また縛つていくという、これに終始しなくちゃいけない。やはり、もつと堂々たる議論をするためには、公というものはパブリック、まさにパブリックというのはガバメントだけじゃないわけですね、ガバメントもその一つかもしれないけれども、それだけじゃないということをしつかりと我々は認識していく必要があると私は思います。これがないから、結局、いろいろな議論が非常に狭いものになつてしまふと私は思います。

ですから、市場化テスト法にいろいろな事業がこれから加えられていくと思いますが、株式会社じゃないものとしての民間、いわゆるNPO、NPOといふのは本来そういう意味です、NPOに任すべきものもあつていいはずなんです。何も株式会社ばかり入札するんじゃない。しかし、そのNPOを支える制度的土壌がないんです、この国には。だから、それを私はつくべきだという提案をしているんです。やはりNPOも競争に参加できる土壌をつくつていかなくちゃいけないというのが私が常に訴えていることなんですけれども、これも大臣、政務官からぜひともお考えをいただきたいと思います。

○大田国務大臣 もちろん現在でも参加できますけれども、先生おっしゃるように、まだ十分に土壌が育っていないということもあるかと思ひます。それを含めて、対象事業、それから、なるべくそこに皆さんの団体、企業が応札してくるよう、制度を一生懸命運営していきたいと思ひます。

○田村大臣政務官 全く同様なんですけれども、今でもできることはできるんですけれども、そういうふうにしつかり育つような土壌を育てる、そういうこともしつかり任務としてやってまいりたいと思ひます。

○市村委員 一つ具体的な例を挙げたいと思ひます。

実は、駐車違反の標章の取りつけのサービスを民間に委託するということが警察がやっています。これもNPOが参加可能です。実際、NPOも応募しているところもあるんですが、ある方からお聞きすると、そのところでは実際応札しようとしたら、とてもとてもこれはできないといつて、やめたといふんですね。できないというか、怖い。なぜかという、億の金を年間もらえる、一億何千万という契約をするといふんです。NPOが突然一億何千万という金を出されると、驚くわけです。そんなうまい話があるのかといつて、やめたといふんですね。

結局、これは何を対象にしているかといふと、ここで私が言うまでもなく、やはりOBの天下りなんです。これは今の議論そのままじゃありませんけれども、結局は、そういう点でも、では、NPOも入札可能なんだよと言われても、突然億と言われたら、とてもとても自分たちで扱いきれないお金だということになつてしまつて、驚くわけです。もちろん、それぐらいのことをできるNPOをもつと育てていかなくちゃいけないというの、今現状はそういう状況にあるということ、これをぜひともわかつていただきたいと思います。

土壌づくりというのは私がいつも申し上げていることなんです。やはりそこから始めなくちゃならない。また、きょうの市場化テスト法についても、制度の構築、確立というのがないと、幾ら理念を叫んで、こうあるべきだと言つても、それが現場ではうまくいかないことになる。だから、実際、官民競争入札がうまくいかない、なかなかできない、こういうふうになつていっていると思ひます。

大臣、ぜひとも、そういう制度面での確立、そういうものもまた議論していただいて、一刻も早くそれを出していただいて、スピードアップを図っていただきたい、まさに政治のリーダーシップも必要だということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○河本委員長 次に、吉井英勝君。
○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

登記業務乙号事務と呼ばれる、登記事項証明書の交付とか登記簿の閲覧についての請求受け付け、証明書の作成交付など、登記事項の交付事務を丸ごと市場化テストの対象となる特定業務に追加して、民間に開放しようというのが今度の改正案ですが、登記業務というのは、本来的には、所有権とか抵当権とか会社設立、あるいは株式発行とか、それらの真正性を調査し、判断し、登記し、また証明する、これが主な業務だと思ふんですが、それだけにこの登記業務というのは、国民の財産の権利義務を明確にして、取引の安定性といひますか、安全と保護を図るという非常に大事な役割を持っているものだと思ふんです。

ですから、そういう点では、登記業務の甲号事務と乙号事務というのは一体として行われているものですから、これは本来的にはやはり国が責任を持って行うべきものだと思ふに思ふんですが、この点について、最初に大臣の認識を伺っておきたいと思ひます。

○大田国務大臣 市場化テストは、あくまで国が責任を持つて行う業務です、国が責任を持つて行うけれども、その実施は民間が実施してもいいというものを事業の対象にしております。必ずしも国の行政機関がみずから実施する必要がある業務、それから実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務というものを、国民の立場に立つて、聖域なく選定するところが趣旨でございます。乙号事務につきましても、国民の立場に立つて、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するという、この法の趣旨に資するといふふうを考えております。

甲号事務と乙号事務ですが、業務の性格が異なりますので、乙号事務のみを民間事業者に委託しても、特段の支障が生じると私どもは考えておりません。

この趣旨を踏まえまして、公共サービスの実現の実現を行っていききたいと思っております。

○吉井委員 しかし、事はそれほど単純な話じゃないと思ふんです。

法務省の方の政府参考人に伺っておきますが、登記制度にとって、信用と信頼の維持というのはこの仕事の生命ですね。この信用と信頼の維持という点では、登記は国が保証する信用制度であつて、そのことは非常に大事なところだと思ふんです。

そうすると、この改正案の中で、いづどんな形ででも信用と信頼は確保できるという保証が法文上どこに示されているのか、伺っておきたいと思ふんです。

○後藤政府参考人 委員御指摘のとおり、登記について信用性、信頼性の確保は極めて重要であるというのはいまことに御指摘のとおりであると考えております。

改正法案におきましても、この事務を民間事業者に委託いたしましたも登記の信用性、信頼性が揺らぐことのないように、乙号事務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件を設定すること、民間事業者に対して特定業務の実施に関して知り得た情報の目的外利用を禁止すること、民間事業者に対する登記簿等の帳簿類を初めとする設備、物品の適正取り扱い義務を課していること、乙号事務の民間事業者に対する特定業務の実施状況の報告義務を課していること、さらに、法務大臣が民間事業者に対して乙号業務の停止を命じ、または契約を解除することができる要件を設定するなどの手当てを施しているものと承知しております。

○吉井委員 法文上は第六条、だったかな、ここで民間事業者の責務が規定されておまして、そこでは、要するに最後のところで、「努めなければならぬ」という程度のものであつて、確保されるという保証というのはいないわけです。

登記所の窓口では、単に登記証明書の交付などでは済まない専門的な知識と経験を蓄積して、職員が育っていくということが私はこの分野の非常に大事なところだと思ふんですが、登記所に来る

人の方は、一般の人もおれば、司法にかかわるそういう分野の有資格者もおれば、また不動産取引のプロも来るわけですし、非常に幅広い利用者があつて、証明書の請求内容もさまざまなものがあるんでね。

ですから、今、乙号事務に従事している職員といふのは、これらの請求に関する説明、相談、それから対応についてさまざまなノウハウを身につけているし、時にはかゆいところまで手が届くサービスと言われるようなところがあるのも現実ですが、ただ、それだけにどまらないうで、やはりそういうふうな育っていくということが非常に重要な分野だと思つていふんです。国が保証する信用制度ですから、専門性の高い業務の質というものが公務として追求されなきゃならないといふふうに思ひます。

そこで参考人に伺いますが、法案三十三条の二の第二項で、登記事務の乙号業務に参入できる民間事業者の要件を「知識及び能力を有していること」と定めているんですが、これは当然ですけれども、さらに、「その他法務省令で定める要件に適合するものであること」という規定も、さっきもそのことを言っておられました、省令の内容いかんでは民間参入の敷居は下げられるということも可能なんです。

ですから、登記の乙号業務に参入するための知識と能力としては具体的にどういふものを求めているのかというのをきちんと明らかにする必要があります。知識と能力ですが、知識と能力については具体的にどういふものを求めることになるかといふことをきちんと明らかにする必要があります。

○後藤政府参考人 乙号事務を実施する民間事業者について、具体的な知識、能力、どういふものを求めるかといふことでございますけれども、登記所で取り扱われている不動産登記あるいは商業・法人登記を初めとする各種登記制度に対する知識、理解、あるいはさまざまな証明書の記載内容の理解、さらに利用者の求めるニーズを的確に把握する、こういう能力も求められていると思ひ

ます。

これらの乙号事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な知識及び能力につきましては、今後、実施要項を策定し、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、決定、公表していくことになると思ひます。

○吉井委員 これは後で議論に入っていきますが、それだけの知識と能力を持った人を派遣会社で、非常にすさまじいダンピングが行われておりますが、そういうことでそもそも確保できるのかということがまず問題になってくると思ひます。

先に、引き続き法務省の参考人に伺いますが、行革推進法四十八条の第二項に、「登記に関する事務」は、「その実施を民間にゆだねることの適否を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」と定めているわけです。

それで、民間にゆだねる適否の検討の対象は、乙号事務だけとしているのか、それとも甲号事務を含めた登記業務すべてを民間に開放することを検討対象にしていふことになるものなのか、そこを伺ひます。

○後藤政府参考人 お答え申し上げます。簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第四十八条の第二項に、「登記に関する事務」は、「その実施を民間にゆだねることの適否を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」と定められておまして、この「登記に関する事務」は、甲号事務、乙号事務、いずれも含んでいるものと理解しております。

○吉井委員 要するに、甲号事務まで市場化テストに持つていこうという考えがあるということのようですが、法案では登記業務の乙号事務だけを市場化テストにかけることにしておるわけですね。

それで、登記制度の信用と信頼の維持を根底から揺るがすようなことになつちやいけないというのが大事なところで、甲号まで市場化テストにという、検討というのは、これはもうそれ自体が問

題だと私は思うんです。乙号事務以外の事務、つまり、甲号事務と呼ばれる登記審査事務、また地図整備に関係する筆界特定事務などはどうなっていくのかということが、実はそこにかかってくる重要な問題だと思っています。

法務省も、かねてから、甲号事務は厳正、公正、中立的立場から国家公務員に行わせるべきだという見解を示していたと思うんですが、考え方としては、この点は今もそのとおりなんですね。

○後藤政府参考人 この関係につきまして、行政減量・効率化有識者会議におきまして、登記事務の民間開放について追加検討要請事項ということで検討が行われたところでございます。

その場におきましては、私ももちろん、登記事務のうち甲号事務については、どこもいいますけれども、全国的に統一された基本ルールに従い、正確かつ迅速に遂行すべき事務であり、国みずからが企画立案から管理、執行までを一貫して担う必要がある事務である、とりわけ不動産登記、商業・法人登記等の甲号事務、さらに委員御指摘の地図整備関係事務あるいは筆界特定事務は、いずれも資本主義経済の基礎をなす私有財産制を支える重要なインフラであり、しかも個人の権利義務の存否、消長に多大な影響を与えるものであつて、厳正、公平、中立に、全国統一に行うことが必要な事務であり、国みずからが主体となつて直接実施する必要があるという意見を述べたところであり、法務省としてはこのように考えておるところでございます。

○吉井委員 それは、信用、信頼性という、国が保証する制度として非常に根幹をなす大事なところだと思ふんです。

登記事務には不動産登記のほか商業・法人登記がありますし、企業の存在を公示する制度で、登記が企業の成立要件となつていふものです。ですから、企業などの定められた事項を登記簿に記載することで取引の安全というものが確保されているわけですね。

この分野では、今でも実はそういう商業分野、

企業分野では、例えば帝国データバンクなどの企業情報提供をビジネスにしている企業というのは、商業登記簿の閲覧などによつて企業情報を収集するということを業としてやつていふわけですが、登記事務を市場化テストにより民間に開放すれば、企業情報をデータベース化してビジネスにしている企業が登記業務に参入しようとするのも考えられてくるわけです。

登記事務に参入できれば、有料の閲覧手続を必要としないで企業情報を自由に集めるということが可能になってきます。商業・法人登記の中身だけがでなくて、不動産登記の中身も自由に見ることができるといふことになれば、ビジネスとしては非常においしい話なんです。全く費用をかけずに、企業情報、個人情報、所有権移転、抵当権設定の情報を集めて、そしてそれをビジネスとしてまた販売する、提供する、そういうことが可能となりますから、私は、やはり情報の漏えいとか流用などの危険をどういふふうに防止していくかというその歯どめが問題になってくると思ふんですが、その歯どめについてはどういふことをこの法律の中で考えているのか、参考人に伺つておきます。

○後藤政府参考人 公共サービス改革法におきましては、事業者による情報の漏えいを防止するために民間事業者への守秘義務及びみなし公務員規定の適用等が定められており、民間事業者が守秘義務に違反した場合には、罰則の対象となり、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処せられることとなっております。

これに加えて、今回の改正法案におきましては、乙号事務を実施する民間事業者の要件として、個人情報保護の適正な取り扱いを確保するための措置が講じられていることを規定し、また、民間事業者に対して特定業務の実施に関して知り得た情報の目的外利用を禁止しております。さらに、民間事業者に対する登記簿等の帳簿類を初めとする設備、物品の適正取り扱い義務を課しております。

民間事業者がこれらの義務に違反した場合に、法務大臣は、乙号事務の全部または一部の停止を命ずることができ、また委託契約の解除をすることもできます。

さらに、法務大臣は、公共サービス改革法二十六条、二十七条の規定に基づきまして、乙号業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、民間事業者に対し、報告を求め、立入検査をし、さらに必要な措置をとるべきことを指示することができるとされていふところであります。

これらの権限を適切に行使することによつて、民間事業者によつて情報漏えい等の不適切な行為が行われないように監督していくこととなると理解しております。

○吉井委員 今あなたがおっしゃつたのは、お話はお話として聞いておきますけれども、現実には、この間も総務委員会を取り上げましたけれども、例えばNTT西日本データが社員情報を六万人分情報漏えいしてしまつた、一カ月間報告もしないで隠していたという問題を取り上げましたけれども、そういう話はいくつもあるんですね。だから、情報がどんどん流出している。こういう歯どめがありますとか、いろいろおっしゃるけれども、歯どめなくどんどん出てしまつていふというのが現実ですよ。

そういう中で、たとえばデータバンクのような情報産業が参入してきたときに、文字どおり、手数料も何もなしに閲覧その他をやつてみずからの情報を豊かにして、非常に企業としてはおいしい話で、どんどんどんどんデータがある意味では非常に信頼性の高いデータなんですけれども、それがビジネスとして出ていくといふふうになると、この問題は非常に深刻な別な問題を起すことができますね。

だから、このことについてのきちんとした歯どめがあるのかということをお聞きしているんですが、今、お話しはお話として伺いましたけれども、現実に出流している事態とは全くかけ離れたものだと

いうことを言つておかなきゃならぬといふふうに思います。

次に伺つておきたいのは、登記簿の電子化といふのはかなり進んでいるわけですが、登記情報入力作業のプログラムを開発したメーカーというのは、これは富士通と東芝ソリューションですね、このを使つておりますが、こうしたプログラム開発メーカーが参入すれば、情報を入手することはさらに容易な話になってきます。情報漏えい、流出につながるかねない問題ですから、やはりこの点では防止する歯どめに、この種の業をなしてきたものについてはそもそも市場化テストといつても参入を規制するんだと、何かそのことについての定めはありますか。

○後藤政府参考人 御指摘のようなケースについての特段の規定はないものと承知しております。

○吉井委員 ですから、情報産業も参入できる参入できるわけです。そして、さつきおっしゃつたように、言葉の上では、いや、罰則だ何だといつても、現実にはそれはほとんど役に立っていない、情報といふのはいろいろな企業でじゃじゃ漏れになっているといふのが実態ですから、私は、この話というのは簡単に進めることのできるようなものじゃないといふことを言つておかなきゃならぬと思ひます。

次に、引き続き法務省参考人に一つ伺つてから厚労省の参考人に伺いたいと思ふんですが、昨年度、登記業務の乙号事務の市場化テストの実施に向けて、先ほど来も議論ありました十力所の登記所で試行のための一般競争入札を行つております。実際入札に参加したのは財団法人民事法務協会だったわけですが、実は人材派遣会社が、市場化テストによるハローワーク関連業務に参入しているように、法務省の登記業務へも参入しようとしてきているわけですね。入札説明会には人材派遣会社も参加していたと思ふんですが、それはどういふところですか。

○後藤政府参考人 全国十力所の登記所で行いま

した外部委託の試行に係る一般競争入札の入札説明会には、全国で見ますと三社の人材派遣会社に来ていたと聞いております。

○吉井委員 それは、テンプスタッフとかグッドジョブなどですね。

○後藤政府参考人 テンプスタッフ株式会社、グッドジョブ株式会社、太平ビルサービス株式会社の三社であると承知しております。

○吉井委員 次に、厚労省の参考人に伺います。ハローワークで入札した人材派遣会社はどういうところですか。伺います。

○岡崎政府参考人 今年度、ハローワーク関連の事業につきまして、人材銀行、キャリア交流プラザ、それから求人開拓事業がございます。

入札に参加しただけの企業は企業名を公表しておりませんが、延べ五十七社のうち、労働者派遣事業も実施している企業が四十二社でございます。

それから、落札した企業につきまして六社ございますが、このうち労働者派遣事業を行っておりますのは、人材銀行の関係ではヴェディオール・キャリア、それからキャリア交流プラザ関係ではアルプスビジネスクリエーション新潟、ブライトキャリア、それから求人開拓事業ではアソウ・ヒューマニエーターと東海道シグマ、こういうことになっております。

○吉井委員 私、さっきも言いましたように、やはり登記業務というのは国が信用保証する制度なんです。そして、そこで働く人というのは非常に専門性とか経験を蓄積して育つていってもらうということがやはり非常に大事で、そういうところへコストダウンあるいは価格競争ということでダンピングに近いことをやって人材派遣だけの会社がどんどん入り込むと、私は、そういうことで国が信用とか信頼をきちんと保証することができるか、維持ができるのか。そもその登記事務の生命というものが保たれるのかという根本問題をやはりきちんと考えなきゃいけないと思うんです。

厚労省に引き続いて伺いますが、ことし二月八日に、社会保険庁はモデル事業の評価についてという報告書を発表しております。これを見ますと、民間に委託した社会保険事務所がいずれも他の事務所のコストを下回ったと報告されておりますから、コストという面では低いわけです。人件費を中心に相当のコストダウンとなっている。しかし反対に、納付率の改善状況は、いずれも民間に委託しなかった社会保険事務所比べて低調であった。実績は上がらなかったが、人件費だけは安くなったという結果を示しています。

改めて伺っておくんですが、厚労省の方の見方としては、業務の質の方は改善されたという見方ですか。

○岡崎政府参考人 国民年金保険料の収納業務につきまして、納付率アップの要素というのは幾つかあるかというふうに思います。社会保険事務所の中で、全体としての管理をしている部分、それから今回民間委託しました収納業務の部分等々、総合的な結果としまして納付率が出てくるということでございます。

今回民間委託したところにつきましては、官がやっている部分と民間がやっている部分と両方相まざったわけでございます。そういう中で、委託した部分につきましてはそれなりの実績とコストダウンだったわけでございますが、社会保険事務所全体としての納付率では上がっていない。これは、ここは、民間に委託したというだけではなくて、社会保険事務所全体の関係の中でも私どもは見直すべきことは見直して、より適切な形で実施していくということが必要ではないかな、こういうふうに考えております。

○吉井委員 私が伺っておりますのは、要するに、民間に委託したところで顕著に業務の質が向上したんですかというのを聞いています。

○岡崎政府参考人 民間委託をした収納業務だけを見ますと、受託事業者が目標設定しました納付月数等々、要求水準はおおむね満たしているところが多いというのが実情でございます。

したがいまして、その部分をもってどうかというふうに言われれば、そこについてはそれなりの、それからあとコストダウンの部分もありまして、全体として見れば、それなりの評価をしていいのではないかとこのように考えております。

○吉井委員 コストダウンの話は、おっしゃるとおりなんです。それは価格の安いところを選ぶわけですから。しかし、業務の質というのは改善されたということになっていないんです。

次に伺っておりますが、ハローワーク関連では、キャリア交流プラザ事業、人材銀行事業、求人開拓事業の三分野で実際には市場化テストの入札が行われ、落札者が決定したわけですが、落札したのは、ブライトキャリア、アソウ・ヒューマニエーターなど、すべて人材派遣会社ですね。落札できなかったけれども入札に参加したという民間企業というのは、これも人材派遣会社だったんじゃないか。

○岡崎政府参考人 先ほど申しましたように、入札に参加しただけの企業、数だけ申させていた。だきますと、延べ五十七社ありますが、このうち四十二社は人材派遣業務をやっているということでございます。

○吉井委員 それで、今年度の入札結果を見ると、落札した人材派遣会社は、入札価格は予定価格の六割に満たなかったというものがあります。キャリア交流プラザ事業では八力所の中で五カ所ですね。それから、人材銀行事業では三カ所中二カ所。求人開拓事業の福岡筑豊地域では、株式会社アソウ・ヒューマニエーターが落札したわけですが、入札価格は他の二社の半分以上、物すごいダンピングですね。

契約は数年ごと更新されるので、契約のたびに入札が行われることになりまして、各人材派遣会社は、競争に勝つために、つまり入札価格を下げるために派遣労働者の賃金を徹底的に引き下げていく。労働条件を引き下げることによって人件費を下げる、それによって事業を受託するというやり方ですから、これは受託する民間企業の労働

者の賃金、労働条件が保障されないという問題がまた出てきております。

民間労働者の雇用環境も悪化する、そういう悪循環の中に入っていくという深刻な問題を抱えているんですが、何かこれを食い止める仕組みというのがありますか。

○岡崎政府参考人 一つには、人材派遣事業も当該それぞれの会社が行っておりますが、これは受託者として受けて、自社の労働者として事業を行っておりますので、その事業に従事している方は派遣労働者ではなくて自社の労働者であるというのを一点御指摘させていただきます。

あと、低価格落札の問題につきましては、予定価格の六割に満たない場合につきましては、これは、業務につく方の予定賃金等々を含めまして、適切に事業が行われるかどうかを評価委員会でも評価いたしまして、適切に実施できることを確認した上で最終的に契約を結ぶ、こういうことになっております。

○吉井委員 説明としてはその程度のことを言わなきゃ仕方がないんだと思うんですけども、アソウ・ヒューマニエーターが他の二社の半分以上下です。物すごいダンピングですよ。どうしてこれが成り立つんですか。

これは管理者の管理コストも見なきゃいけませんから、そういう点では、本当にこのやり方をしておいたのでは、これは受託業者の労働者の賃金労働条件も悪くなるし、それとともに、競争に追い込まれる公務員労働者の賃金水準も悪くなるという、全体として悪循環の中へ陥っていきま

よ。市場化テスト法の十条十号には、入札に参加することができない欠格事由として、次のように規定しております。「その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある

者これは外すわけでしょう。

株式会社東京リーガルマインドが設置したLE C東京リーガルマインド大学に対して、文科省がことし一月二十五日に学校教育法第十五条第一項の規定に基づく勧告を出したことは、この内閣委員会で既に私は取り上げました。ところが、独立行政法人雇用・能力開発機構は、今年度のアビリティガーデンにおける職業訓練事業に市場化テストによる入札を実施し、株式会社東京リーガルマインドを落札者として決定していますね。

あれだけ国会で、東京リーガルマインドが、これは文科大臣からも勧告を受けて、とんでもない企業だということになっているときに、法律上は、市場化テスト法十条十号、入札に参加することができない欠格事由を挙げているわけですが、現実にはこれがまかり通っているんですね。

そこで、大臣に最後に伺っておきますが、東京リーガルマインドは、文科省から改善勧告を受けており、国民の信頼の確保に支障を及ぼしている企業なんです、そのような企業を入札に参加させ、ましてや落札者に決定して業務を担わせる市場化テストというのは、一体どういうものなんだということになってくると思うんですが、認識を伺いたいと思います。

○大田国務大臣 御指摘の民間事業者が大学運営に関して国から勧告を受けたという点については、もちろんのことですが、望ましくないことであると考えております。ただ、この点をもって他の事業への入札参加を一律に認めないとする必要は必ずしもないと考えております。

公共サービス改革法の趣旨、これは、国民の立場に立つて、良質なサービスを低廉な価格で提供するという趣旨に照らし、入札の対象となる業務の内容に応じてよい業者が選定されるということが必要であって、その業者が提供しているサービスがよいということになりますと、これは常に事後チェックを行っておりますので、指示あるいは契約解除を行うということになっております。

○吉井委員 事後チェックのお話がありました。事前チェックの段階で外さなきゃいけないんですよ。十条十号にひつかかるでしょう、私が今言った東京リーガルなんというものは、既に入札の前に国会でも大問題になっているんですよ。それをやすやすと見過ごして、そして構わないとするのは、私はそういうやり方はとても許されるものじゃないということをお願いして、質問を終わります。

○河本委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河本委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、競争の導入による公共サービスの改革法改正案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、登記業務を市場化テストにより民間に開放することは、国民の重要な財産である不動産などの国の登記業務の責任を後退させ、行政サービスの低下、個人情報漏えいなど、国民の権利にかかわる登記制度の信用と信頼を損なうおそれがあるからです。

登記業務は、国民の財産の権利義務を明確にして、取引の安全と保護を図る制度であり、国が責任を持つて行う事務です。業務は甲号事務と乙号事務が一体となつて行われており、基本的に国家公務員が行わなければならないものです。

こうした公共性の高い事務の一部とはいえ、営利追求の民間企業が行うことは、経済活動の基盤となる登記事務を不安定な環境に置くものであり、国民の財産の安全性を確保する上から大きな問題を持つものであります。

反対の第二の理由は、登記業務の民間開放は、公務員の定数削減とともに、業務を行う民間労働者の労働条件を低下させるからです。

法務省は、乙号事務を民間に開放することにより、専従職員を順次千八百八十一人削減していく計

画です。登記所の定員は、現状でも、事件数が高水準を維持する中で、最近十年間で千七百七十八人、約一二％削減され労働強化が増えています。また、民間開放でますます厳しくなっています。

また、業務に参入する民間事業者は、入札価格を低く抑えるため人件費を下げることは必ずです。そのため、参入企業の労働者の労働条件はますます悪化します。社会保険庁の国民年金保険料の収納業務を受託した業者が社会保険事務所よりも事業経費が下回ったことについて、社会保険庁の評価は、人件費を中心としたコストダウンをした結果であると報告しています。

市場化テストによる民間開放は、公務員労働者にとつても、参入企業で働く民間労働者にとつても、労働条件の悪化を招くことを指摘して、反対討論を終わります。

○河本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 次回は、来る十一日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会すること

とし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十二分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

平成十九年五月九日

平成十九年五月二十一日印刷

平成十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B